

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和6年9月10日（火） 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 1名

12番 出澤大

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	大 里 明 子
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和6年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和6年9月10日（火）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

12番出澤 大議員より欠席の届出がありました。また、6番甲斐徳之助議員より遅参の申出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 皆様、改めましておはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。

最初の質問は、自家用有償旅客運送実証実験について質問いたします。

この自家用有償旅客運送につきましては、日本版ライドシェアとして、本年4月より、運転手不足であることから、地域の足を守るために、東京の一部や京都の観光地などでサービスが始まっていることは周知のとおりであります。言うに及ばず、牛久市内でも高齢者の増加とともに、日ごとに運転免許証を返納される方が増加しており、まさに待たれた国の施策であると思います。これらの免許証を返納された市民にとりまして、一日でも早く、1時間でも早く、生活の足の確保が必要となっております。

そうした中、このたび、近隣の市、つくば市、土浦市、牛久市、下妻市の4市が2025年1月より、自家用有償旅客運送実証実験を実施する予定としておりますが、市民からは様々な不安の声が上がっております。例えば運転手採用の資格条件や、飲酒を含む体調管理等の運転手の個々の課題や、事故発生での責任の所在等も、利用者にとって本当に安全で安心して乗車することができるのだろうかと様々な声が聞こえてきます。執行部といたしまして、現在実証実験をするに当たって、全般的に検討されている課題について、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 このたび実施する実証実験につきましては、つくば市、土浦市、下妻市との連携により実施するものであり、大きく2つの事業の実施を計画しております。1つは、普通運転免許である第1種免許のドライバーを募集し、育成、管理を行うド

ライバーバンクの創設であり、2つ目としまして、各自治体において実施する自家用有償旅客運送となります。

本事業を実施するに当たり、連携する4市においては、事業の内容を設計していく過程におきまして、運転手の採用方法や運行管理の体制など、様々な課題について協議を重ねており、それぞれの課題を整理しながら、現在も制度設計を進めているところであります。

本市といたしましては、本事業で予定する運送事業が、一般ドライバーによる運行となりますことから、安全・安心な運行を確保することが大きな課題と捉えております。そのために、ドライバーバンクでの審査、育成、車両管理、またはドライブレコーダーやアプリの機能による犯罪対策など、利用者の安全はもとより、事業を担ってもらう一般ドライバーにとっても安全で従事しやすい運行形態を確保し、運転手、利用者双方の安全が担保できるような仕組みとなるよう検討しております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 それでは、次に交通空白地のどこの地域で実証実験をするのか、市民の関心のあるところなのでお聞きしたいと思います。また、実証実験をする期間についても併せてお聞きしたいと思います。

現在、かっぱ号の減便や、断り率が高いうしタクでは予定が組めないとの声が次から次と寄せられております。そういう中で次に期待されるのは、新たな施策の実証実験であります。ですから、どこが指定地域になるかによって、足の確保ができるようになるのか、ならないのが左右されるわけですから、地域指定に関して十分に市民の関心のあることでありますので、十分に慎重審議の上、高齢者を含め、交通弱者が多く、路線バスやかっぱ号のルートから外れている地域等が選定されるとは考えますが、選定地域を決めることは大変難しいと考えられるところです。

過日、公共交通対策室が実施しました市民アンケートについては、大いに参考としていただけたかと思い、そしてまた評価しているところです。実施されましたアンケートによって、市全体の交通弱者の状況が把握できると考えるからです。アンケートの結果は、内容的に承知しておりますませんが、交通弱者の市民にとりまして、面倒な手続などしなくても、必要に応じ、すぐに利用できることが大変望ましいと考えるわけです。

運転手不足さえ解消されれば、やはり使い勝手のよいドア・ツー・ドアのタクシーを利用することが、高齢者を含めて要望が高いのがタクシー券の支給であります。ですから、各市町村がタクシー券の支給を実施しているところであります。この件に関しましては、6月議会で同じようなことをしましたので、蛇足になりますので、今回はあまりこのことについて追及はしませんが、そういう中で改めてお聞きいたします。

実証実験をする交通空白地については、基準的考えからどこを想定しているのか。また、4か月という月日がありますが、でも先ほど申し上げましたように、やはり交通弱者にとりましては大変気になるところですので、現段階で未定であるならいつ頃決定されるのか、今回4市で自家用有償旅客運送実証実験を実施するということですので、事業費の4分の3が国からの交付金となっておりますが、期間についてはいつまでとなっているのか、その辺についてお聞きいたしま

す。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本事業における運行区域につきましては、市内全域を対象としておりますが、事業の要件となります交通空白地の考え方から、市街化調整区域内に自宅又は実家がある方を対象とし、そこから市が指定した乗降ポイントの間を往復する運行方法として予定しております。指定する乗降ポイントとしましては、市内の病院、診療所、日用品の小売店舗、公共施設などを指定する予定としております。

また、実証実験の運行期間としては、国の交付金の要件に基づき、令和8年度までの事業を予定しております。

なお、本年度はドライバーバンクを10月から開始し、自家用有償旅客運送を令和7年1月から実施する予定であり、それぞれ令和9年3月までの実証実験として、本運行の有用性について検証してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 来年1月から実施されて、令和9年3月までということで、本当に空白地に指定されるということは、大変高齢者にとりましては不幸になるのであると考えているところであります。

それでは、続きまして3番目の質問となりますが、今回の自家用有償旅客運送実証実験は、4市が国の交付金を利用する事業ですが、4市それぞれについて地域性や予算規模なども含め、様々な諸事情が違いますが、この実証実験の運行に対する契約や、そしてまた契約規則などについては、4市の統一とされるのか。また、牛久市は牛久市といたしまして、独自の立場を取るのか、その辺につきまして考え方をお聞かせいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本事業は、牛久市、つくば市、土浦市、下妻市が4市で事業を共同実施するための基本協定を締結し、この協定に基づき、代表市となるつくば市が4市を代表して交付金の申請事務、契約などを実施する構成となっております。

また、契約の内容につきましては、4市で統一の内容を設定する予定でございますが、現段階では、ドライバーバンクの4市共通の内容に加えて、それぞれの自治体により自家用有償旅客運送の運行形態を取りまとめている状況となります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま答弁いただきましたけれども、大方では4市の統一という規則と、あとは運転手に対する指導というのは統一になっていくのかとは考えておりますが、それでは実証実験に対します4番目の質問をしたいと思っております。

この事業費は4市で3億3,538万円で、市別に申しますとつくば市が1億59万円、土浦市は9,458万円で、下妻市では5,993万円ということで、牛久市となりますと8,026万円となっております。この負担金の積算根拠と牛久市の8,026万円の使い道について、詳細にお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本事業に係る各市の負担金につきましては、経費の項目ごとに見込まれるドライバー数を基に案分するものと、各市で均等に負担するものに分かれており、それらの項目に基づき、各市の負担額を積算しております。

負担金の主な内訳といたしましては、ドライバーバンクの運営に係る人件費や保険料、配車アプリシステムの構築費、自家用有償旅客運送事業におけるドライバー報酬や運行管理費、事業の宣伝広告費等となっておりますが、それぞれの内訳の詳細につきましては、事業者の見積りによること、また契約の準備段階であることから控えさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきまして、準備的なものに、牛久市及び3市の場合は様々な準備金として使われていくと理解いたしました。

それでは、5番目の質問となりますが、この実証実験の趣旨は、高齢者を含めた交通弱者の移動手段を目的とされるのか、あるいは自家用車があっても、交通の空白地であれば、誰でも利用できるとなるのか、その辺につきましてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本事業が、公共交通の1つの移動手段と考慮すれば、高齢者をはじめとする交通弱者の方々に限定するものではなく、全市民を対象とすべきところではあります。しかしながら、本事業は道路運送法で定める自家用有償旅客運送のうち、交通空白地での事業として実施することとなるため、事業の性質上、使用できる区域や場所を制限する必要があります。

実施区域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市街化調整区域内の自宅または実家と市が指定した乗降ポイント間の往復を想定しておりますため、交通の不便な地域の皆様に活用していただくことができるものと捉えております。

また、市が指定する乗降ポイントは、うしタクの実績を参考としており、その利用者の大半を占める高齢者の方々が実際に利用している施設を中心に設定していることから、高齢者を含む交通弱者の方々を中心に利用いただける事業であると考えています。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 うしタクの場合、高齢者ということで限られたことではなくて、例えば夜にお酒を飲んでしまって、普通なら代行とか家族が迎えに来るであろうというときに、うしタクを使ってしまうことによって、台数が限られている中で使えないということでの去年の決算のときですか、500人ぐらいのお断りをされたとならないために、本当に真の意味で交通弱者、いわゆる高齢者や免許証を持たない、そしてまた足を確保しなければならないような、そのような視点から、ぜひこの実証実験におきましては、考慮していただきたいと思うところであります。そうした中で、再質問いたしたいと思います。

このライドシェアにつきましては、2分極化されてるようで、通称自治体ライドシェアは、道路運送法第78条第2項に基づき、国土交通大臣の登録を受ければ、牛久市としてもこの事業、

つまり自家用車を利用して客を運送できるとされております。その目的も、自治体ライドシェアと命名されまして、そのコンセプトはしっかりといたしまして、過疎地や公共交通機関が不足している地域の交通空白地に住む高齢者や車を持たない住民を主に対象としているということであり、これこそ牛久市にとって適切な足の確保であり、今様々な市民からの苦情が寄せられております、その解消の一助にもなってくると考えております。

他方、4月より、東京の一部や京都の観光地で実施されております日本版ライドシェアは、広く一般の利用者を対象としており、利用者の多い都市部の住民全てが主なる顧客ということで利用できるとされております。目的は利便性の向上と交通費の削減であることは言うまでもありません。牛久市での自治体ライドシェアと日本版ライドシェアの考え方について、お考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

まず、自治体ライドシェアにつきましてですが、本市がこれから実施する自家用有償旅客運送もその1つとなりまして、現在は公共ライドシェアとも呼ばれるようになっております。運行主体は自治体やNPO法人が担いまして、議員の御質問にもありましたとおり、交通空白地有償運送、それと福祉有償運送の2つが規定されております。対象者や目的が一定程度限られるものと考えておりまして、地域の実情などに合わせて事業化するものと認識しております。

また、日本版ライドシェアにつきましては、タクシー事業者が所管して行うもので、御質問のとおり、広く一般の方を対象としたサービスとなりまして、タクシーが不足する地域など、国が指定する区域におきまして、曜日や時間を指定してタクシーと同料金により実施するものでありますことから、現時点におきまして、本市においての事業化は想定しておりませんが、まずは自家用有償旅客運送の実証実験を4市連携により進めてまいりたいと考えているところございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 まさに4市連携で、そちらを先決に実施していかなければならないというのが、一般論であると思います。確かに牛久市は本当に高齢化が顕在化されて、皆さんと市民の間に立っている我々は、大変その辺のいろんな形で、牛久市は本当にお金がないのかとか、そういうことが日々市民からも寄せられるというような現状ですので、本当に足が確保できなければ、介護保険のほうにどんどん流れていってしまうというようなこともありますので、このことに関しましては、早く解決する策をと考えております。

続きまして、質問内容が変わりまして、次に子供の多様な学びや体験への支援について質問いたします。

今回、パリオリンピックを徹夜で観戦し、感動いたしました。その中で学びましたことは、オリンピックに参加された多くのアスリートの方々は、種目別の多少の違いはありますが、それぞれ幼少期に目指す夢が定まったことから、オリンピックに出場することができたと考えられます。そしてまた、出場することさえ至難であるのに、輝かしい栄誉を手にするということができたのは、本人にとりまして、周りの協力や家族の努力があればこそということは、言うまでもあり

ません。

保育園から義務教育を所管する牛久市としまして、この間、子供たちに様々な学びの中で、教育の一環としてやってみせて、参加させる体験の機会を充実させることで、早期に将来の夢ややりたい職業が明確化されていくと考えているところであります。例えば、サッカー日本代表監督の森保一さんは、小学4年生のときにボールを蹴って遊ぶのが楽しくなったことから、今があると言われております。また、今話題沸騰中のドジャースの大谷翔平さんも、幼少期に野球に出会ったのが現在の現在となっているとのことでもあります。このように、特に小さい頃経験したことや興味を持ったことは、自信にもつながり、努力もされます。そしてまた、脳裏にも残っていくと言われております。

そうした中で、脳科学者の中野信子さんは、理論的なものだけを人間が積み重ねると判断を間違えるということが分かってきたので、頭だけでなく、体や手を動かして獲得した感性が大事だとも言われております。まさに幼少期にこそ、体も能力も柔軟なときに様々な体験をさせてあげることが、世界に通用する一流になれると考えるところで、幼少期こそ条件をそろえてあげることが、やはり必要ではないかと考えております。牛久市ではどのような体験活動ができる場所、機会をつくっているのか、お伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市では各事業において、市内の子どもたちに体験活動ができる機会を提供しております。まず、小学生を対象とした体験活動として、土曜カップ塾を行っています。土曜カップ塾は、地域の方々の参画、協力を得て、文化やスポーツなど様々な体験活動を提供することにより、児童に豊かな体験活動と学びを提供し、地域とのつながりを深めることを目的としています。

活動内容については、各学校の実態に合わせて、地域学校協働活動推進員が企画しております。令和6年度は、市内小学校、義務教育学校で合計147回予定しており、ロボットを使用したプログラミング教室や陶芸教室、郷土学習など、学校の授業だけでは体験できない内容も多く実施されております。令和5年度で延べ3,655人が参加しており、多くの児童生徒の体験活動の充実につながっています。

さらに、中央生涯学習センターでは、子供たちの探究心を深め、年齢を超えた交流を通して社会性、協調性を育むことを狙いとして、休日や夏休みなどの長期休暇期間に各種講座を実施しています。令和6年度は、小学生のためのヒップホップダンス教室など4講座を実施したほか、環境政策課新エネルギー対策室と共催し、企業とタイアップした児童向け講座も2講座計画しました。

また、青少年育成牛久市民会議の主催により、うしく・鯉まつり、ふれあいキャンプ、親子ふれあい教室、親子ふれあい映画鑑賞会などの体験型のイベントも開催しています。

ふれあいキャンプでは、団体活動を通じて、子供たちが互いに協力し合いながら、主体的に活動し、学ぶ機会を提供しています。また、親子ふれあい教室では、親子でやきものづくりやそばづくり体験ができる機会を提供し、明るい家庭づくりに寄与しています。

令和５年度は、ふれあいキャンプ、親子ふれあい教室、親子ふれあい映画鑑賞会の体験型イベントに約１，２００人の参加がありました。コロナ後となる令和６年度も、昨年度同様にイベントを予定しており、子供たちの体験活動の機会を提供しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○１９番 黒木のぶ子 議員 市といたしましては、様々な体験ができる、そういうものを実施していると今御答弁いただきまして、それで３，６５５人が参加していると御答弁いただいたわけですが、そこで再質問をしたいと思います。

今、牛久市の子育て世代は、共働きまたは母子家庭が多いということから、夏休みや冬休みの長期休みであっても、子供は体験や施設見学に行くことが無理な環境であると言われております。例えばキャンプの機会があったとしても、保護者同伴ということであれば、２日間の日数が必要となりますことから、やはり高学年になれば、ある意味安全性を確保できるということであれば、キャンプに限ったことではありませんが、どうしても親子同伴というのが、実施される側にとりましてもやりやすいとは考えますが、そうしますと、その最初の段階でそこに参加できないという条件が加わってしまいますので、やっぱり親子同伴というのは、できるだけ済むような、そのような視点で考えていただけないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

今議員おっしゃられたとおり、共働き等の家庭が増えているということで、親子ということになると、当然のことながら、そこで参加を見合わせるといったことも出てきてしまうかとは思いますが。例えば、先ほど御答弁もいたしましたが、青少年育成牛久市民会議主催のふれあいキャンプにつきましては、保護者同伴のイベントではなく、参加する小学生、五、六年生の子供たち、毎年約３０名程度なんですけれども、現地で市民会議の担当役員を１０人程度つけております。また、ボーイスカウトの指導者三、四名の方とともに、子供たちだけで協力し合いながら、そこでの学び、もしくは体験活動を経験するという２日間を今過ごしているところでございます。

保護者の方をお願いしている部分につきましては、どうしても、集合、解散後の送迎、こちらについてのみ保護者の方をお願いしているということになっております。また、参加費につきましても、できるだけ多くの参加がいただけるよう、児童１人につき、２日間で４，０００円程度、宿泊費と保険代のみということで、現在設定して事業を展開しているところでございます。

それ以外の教室等々につきましても、今後子供たちが新しい時代に求められる資質や能力、そういったものの育成のために、自ら学び体験できる機会というものを、参加をためらうことがないような形で提供できるよう努めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○１９番 黒木のぶ子 議員 ただいま、大変すばらしい答弁をいただきました。やっぱりこれからの子供たちのありようというのは、体験の中から、自分の趣味とか、その職業につきましても早めに選択できるというのがあります。そしてまた、この時代、先ほどからキャンプとか言っ

ていますけれども、キャンプも自分でどういう食材は持参しなくても食べられるとか、そういうものから学ぶということも、今後のこの大変な時代、不確実というか、大変な時代を生きるときに、子供たちの1つの生き方、例えばボーイスカウト、ガールスカウトなどは、まず火をおこすということから実施できるということはすばらしいし、そういうことが今、小中合わせて、私の記憶ですと7,000人ぐらいいる中で、やっぱり今のような指針で、考え方として、子供たちに指導していただければ、牛久市の子供はどんな逆境におきましても、絶対生き残れるぞというような形になってくるのかなと考えるところであります。

それでは、続きましてキャリア教育につきまして、修学旅行は観光に加え、探究型を導入するという考え方について、お伺いしたいと思います。

学習指導要領では、2020年度から自分らしく生きるための力を育むことを目的に、小学校でキャリア教育ということが導入され、児童たちがそうした中で保育園を訪れ、そしてその子供たちを抱っこしたということもうちの孫からちょっと聞いておりますが、一緒に遊んだことの話、それが本当に子供たちにとってはすばらしい経験でもありますし、そういう体験こそ、児童生徒たちがふだんの学校生活をしているだけでは、そういう専門性の高いというようなことに触れることはできないでしょうし、そしてまた出会うことができないのではないかと思います。様々な職業に触れ、体験できるようにするというのも、やはり小学校、中学校での一つの考え方ということで、職業の選択にも結びつき、そしてまたその職業の広がりとも考えられますので、考えてみても、やはり自分の好きなことを職業にできるということは、本当に楽しくもあり、人生が豊かになっていくと私は考えるのです。嫌いな仕事、日々の糧のために何としても働かなければならない、これ、寂しいですね。そして、またわびしいと私は考えます。本当に好きなことが仕事にできるようにするには、やはりそうした出会いというものをいかにつくってあげることが必要になっていくのかなと考えるところであります。

そうした中で、ただ見たり、聞いたりという形だけでなく、一步進んで、先ほども小学生に赤ちゃんを抱かせる、何か落としたら大変だなと思って、なかなかそれはできませんとなりますが、その抱かせることこそ、赤ちゃんの感触だったり、赤ちゃんの匂いだったり、そういうことが五感で感じられるという、その探究心をできるまで、やはり一つの体験学習という中でも、そうしたものを市として導入するということについては、どのように考えられるのかお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

市内の小学校では、キャリア教育の一環として、自分の家族はどうして今の職業を選んだのかを知るために家族にインタビューしたり、仕事の様子を見学したりすることで身近な職業に興味を持てるような学習をしております。また、医者や消防士、警察官や料理人など様々な職業の方を学校に招き、働く大人がどんな思いで仕事をしているのか、どうして今の職業に就いたのかなど、働くことと職業とのつながりについて学習をしています。

中学校では職場体験学習を行っています。生徒が直接働く人と接したり、実際の知識や技能を

体験したりすることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解しています。

修学旅行については、今年度、牛久南中学校では福井県高浜町に宿泊し、環境教育の一環として、透明感のある遠浅の海を守る苦労や工夫などを学び、砂浜のごみを拾う活動を行いました。また、釣りやスポーツ、クラフト体験等に取り組みました。これは、ふだんできないような様々な体験活動を、友達と協力して行うことで、生徒一人一人に成就感や自尊感情を味わわせたいと考え、計画されました。実際に生徒たちは目を輝かせながら、釣りに夢中になったり、初めてのスポーツに挑戦したりする姿が見られました。

今後は、これらの取組を市内で共有することで、子供たちの多様な学びや体験を充実させてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今、部長から御答弁ありましたように、本当に五感でいろんな体験ということが、どこにも行けない子供たちであったりとか、牛久の場合、海には接していませんので、その砂浜にどう波が来てどう波が引くのかという、そういうものだけでも、本当にすばらしい体験になっていくと考えます。それこそ情緒が育つであろうし、その一つ一つが自分の将来に対する生きざまになったりするという場合があるとも考えます。

そこで再質問いたしますが、ただいま御答弁いただきましたように、釣りの仕方を理論で学ぶより、実際に釣りをして、そうしたときに目が輝いて、そして夢中になっていたよという答弁がございましたけれども、これこそが探求型と私は考えていて、それが一歩進んだキャリア教育だと考えております。答弁の内容の中で、これらの取組を市内で共有するということは、具体的にどのようなことなのか、御説明いただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 再質問にお答えいたします。

牛久市では校長会や教頭会、また教務主任会を毎月1回行っております。このような場で各校の特色ある体験活動を共有していただきまして、各校の特徴に応じた形でそれぞれ実施していただきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 この共有するというのは、各学校の管理者がいろいろな話題を共通しながら、よかったこと、悪かったこと、そういうことがやっぱり無駄のない教育と考えられますし、本当に牛久は随分そういう意味では頑張っておられるのかなと考えております。

それでは、子供の多様な学びや体験への支援について、最後の質問となります。体験ができる場所や施設がなければ、得意となる分野なのか、不得意となるのかは、試してみなければ分からない。例えば、今回パリオリンピックで活躍したスケートボードやボルダリングなどは神業に等しく、あのような技能を身につけ、そしてまた磨くのに、そのような施設があったればこそ、あのような輝かしい栄誉を得ることができたのかなと思いますが、これも先ほどから言っておりますように、幼少期から触れさせる意味では、牛久市としてこのような環境を整えてやるという

必要性があると考えますが、どのように考えるのか。市民からは、牛久市はお金がないからプールは壊れたまま、子供は泳ぎなんかできないよね、そのようにいつも常套句のように市民から言われております。我々といたしましては、子供たちが教育と同じように、どこにいても、どの場所にいても、そのような経験や体験ができるようにするということは、まさに課せられた課題ではないだろうかと思えます。

昔々、もう過ぎ去った、原 敬元総理は、いかなる政策を実行するにしろ、常に民意の存するところを考慮すべきと言っております。執行部はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。ぜひ前向きな御答弁を期待しているところであります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

幼少期から様々な体験をすることは、多様な選択肢を得ることが可能となるという点において、一つの要因になるものであると思えます。

スポーツの場面においても、スケートボードやボルダリングなどの競技については、それらに触れ合える環境があるかないかで、その後の競技力の向上に直結することが、さきに行われたパリオリンピックの結果に顕著に表れております。しかしながら、スケートボードやボルダリングなどの施設については、危険性を伴う競技性を有しているものでありますので、慎重に進めていく必要があると考えております。

令和6年第1回定例会会派代表質問でもお答えしておりますが、そのような施設の整備が可能であれば、子供たちの多様な体験活動の一助になるだけではなく、交流人口や関係人口の増加にも寄与するものと考えられます。また、定住人口増加の観点から考えた場合、若年層の流入という点においても、一定の効果を生む可能性があるものと考えます。

市内のスポーツ施設のこれからを考えるに当たっては、令和4年度に策定いたしましたスポーツ推進計画において、市民ニーズに合わせたスポーツ施設の整備を施策の一つに掲げております。整備を進めるに当たっては、その施設が真に必要な施設であるか、市民ニーズに合った施設であるかを慎重に検討しつつ、議員御提案の、子供が多様な体験をすることができるという視点も大事にしながら検討を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長から御答弁ありましたように、先ほど申しましたように、神業みたいなスケートボード、危険が伴います。だからこそ幼少期から、遊びの中から順応させてあげることが必要になってきます。私たちがあれをやれとか言ったって、一歩も、1ミリも動くことができないというのが現状なわけですから、やっぱり我々がやるべきことというのは、おのずと、例えば危ないのであれば、危なくないように、しっかりとしたインストラクターなり、指導員なりをつけるということも必要になっていくと考えるところであります。

それでは、先ほど来、私、今回の交通空白地に対しましては、皆さんが、本当に必要な人が必要に応じて使えるような、そのようなことから、この実証実験におきまして、その選定から漏れました交通空白地に住まわれている交通弱者の課題が、今後ともしょっちゅう問われてまいり

ます。今必要とされていることから、どうすることが最善策であるのか。

また、スポーツ施設に対しても様々な施設が整っている自治体と、そうでない牛久市のような環境が整っていないところでは、教育格差が出てきます。私もテレビで見たのですが、石岡市は7万人ぐらいの人口の中でスケートボードの公園を造りましたということで、パリオリンピックの後にそのようなニュースを見ました。ですから、本当に教育格差が出ないためにはどのようにするのか。子供の未来があるんですと考えましたときに、先ほど市長から御答弁がありましたように、子供が多様な体験をすることができるという視点で、これから具現化していただきながら、その格差の教育を少しでも是正できるようにしていただきたいと要望するところであります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で、19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、おはようございます。市民クラブの杉森弘之でございます。

私の質問事項は2つであります。一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

第1問目は、会計年度任用職員についてであります。

2016年の総務省の研究会報告は、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して、職員が職務に安んじて精勤できるようにすることによる公務の能率性の追求、各地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、地方公共団体の本格的業務については、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持するべきであるとあります。常勤職員を中心とする公務の運営が原則であるということ。しかし、それにもかかわらず、総務省の調査では、2023年4月1日現在で全国の自治体で働く非正規職員は、3年間で約5万人増えて74万人になり、非正規職員のうち、会計年度任用職員が約9割を占め、自治体職員の5人に1人は会計年度任用職員ということになっております。

とりわけ牛久市においては、ある時期、目先しか見えない市政運営によって、常勤職員の雇用を止めて非正規職員を異常に増やしたために、他市と比較しても非正規職員、会計年度任用職員の比率が高くなったと言われております。

そこで、2024年度における近隣6市、つくば市、土浦市、龍ケ崎市、取手市、つくばみらい市、稲敷市における常勤職員と会計年度任用職員との人数比の比較を示していただきたいと思います。

います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和6年4月1日現在の常勤職員の人数は、牛久市が381人、つくば市が1,711人、土浦市が839人、龍ケ崎市が431人、取手市が611人、つくばみらい市が425人、稲敷市が386人となっております。

会計年度任用職員の人数は、牛久市がパートタイムのみで548人、つくば市がフルタイム85人、パートタイム1,809人、土浦市がパートタイムのみで720人、龍ケ崎市がパートタイムのみで319人、取手市がパートタイムのみで904人、つくばみらい市がパートタイムのみで385人、稲敷市がパートタイムのみで255人となっております。

なお、常勤職員と会計年度任用職員の人数の比率を申し上げますと、牛久市が常勤職員41%、会計年度59%、つくば市が常勤職員47%、会計年度53%、土浦市が常勤職員54%、会計年度46%、龍ケ崎市が常勤職員57%、会計年度43%、取手市が常勤職員40%、会計年度60%、つくばみらい市が常勤職員52%、会計年度48%、稲敷市が常勤職員60%、会計年度40%となっております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ただいまの答弁で、牛久市の比率の高さ、非常勤職員、会計年度任用職員の比率の高さというものが示されたと思います。職員の5人に1人どころではなく、職員の約6割、会計年度任用職員が逆に常勤職員の1.4倍以上もいると、まさに異常な状態が続いていることが分かります。

次に、日本労働弁護団の会計年度任用職員制度に対する意見書によれば、会計年度任用職員制度は、地方公務員の一般職非常勤職員の法的根拠を明確にし、一定の要件の下に期末手当や退職手当等の諸手当の支給が可能であることを明確化した点で意義がある。しかしながら、地方公務員の臨時非常勤職員が恒常的な公務の重要な担い手となっていることや、臨時非常勤職員の待遇が劣悪で、官製ワーキングプアと称されるように貧困の原因にもなっていること。臨時非常勤職員の多くが女性によって担われており、常勤職員と臨時非常勤職員との待遇の格差が、男女間の経済的格差を生じさせ、女性の貧困にもつながっていることなどに照らせば、新制度の施行に当たっては、臨時非常勤職員の待遇改善が進むように、制度改正の趣旨に沿った運用がなされることが必要不可欠であるとともに、新制度はいまだ不十分であって、今後臨時非常勤職員の身分の安定及び待遇改善のための抜本的法改正が必要である。また、臨時非常勤職員の身分の安定及び待遇改善は、住民が良質な行政サービスを受ける上で、欠かすことができないものであるとしています。

そこで、総務省の令和5年12月27日付の会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）の2、適切な給与決定に基づいて質問します。

この通知は、「会計年度任用職員の給与水準の決定については、引き続き地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容

や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には最低賃金が含まれることに留意すること。また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」とあります。

牛久市における会計年度任用職員の給与の支給状況を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員の報酬は、議員おっしゃいましたとおり、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員に適用される職務の級の初号級の給料月額を基礎とすることが、総務省通知によって求められております。牛久市では、この通知の内容を適切に反映し、報酬の決定を行っております。

また、常勤職員と同様に人事院勧告に基づく給与改定を行っておりますが、こちらは常勤職員と違い、その反映は次年度に行っている状況です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 私は、この会計年度任用職員、その前から言えば非常勤職員、この労働条件の問題については、繰り返し取り上げてきているところであります。そして、会計年度任用職員の問題について言えば、更新の問題、あるいは諸手当の問題については、牛久市は頑張っていて、他の自治体よりもいち早くといいますか、結構頑張って改善のために努力されているということ認めるものでございます。

ただ、先ほども申しましたように、その会計年度任用職員の占める割合が、他市と比べても異常に高い。そして、本来の職員の在り方からすれば、これ自体が異常であるという状況の中で、この会計年度任用職員の労働条件の改善というのは、本当に真剣に考えていかなければいけないということで、この問題を繰り返し取り上げているところであります。

牛久市では、準用する給料表は1級、2級のみとなっておりますが、これは改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするという総務省通知の適切な給与決定と食い違いが生じないのかどうか。そして、初任給は一緒でも、1日僅か15分短くするだけで、ほとんどフルタイムで常勤職員と同じように仕事をしていて、なぜ途中から会計年度任用職員だけ1級、2級で頭打ちになり、そして昇給というものが止まってしまう、こういった状況になるのか。実際に頭打ちになっている職員は今何人ほどおられるのか、質問をしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 給料表が1級及び2級のみであることについては、会計年度任用職員が補助的な業務を担うことを原則とすることに加えまして、職務内容と職務に対する責任の度合いを踏まえて決定しております。また、常勤職員の給与においては、3級は係長級で

あることから、職務給の原則にのっとり、現行の１級、２級での支給が適切であると考えております。

なお、号級の上限に到達している職員の数ですけれども、２２の職種で合計２１２人となっております。各職種の号給の上限につきましては、国や県、他自治体の状況や民間企業の同職種における単価等を調査し、適正な金額となるように努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 今、適正な金額となるよう努めるというお話であったかと思いますが、けれども、具体的に例えばどのようなことを考えているのか、質問させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 先ほどの答弁でも申し上げましたが、人事院勧告等がございましたら、次年度に反映しているとお答えしました。これは、給料表の表自体を変えるものではなく、その表に張りついている給与月額であるとか、給与、時給であるとかを適切に反映させているというところなので、実際給与の号給が変わらなかったとしても、支給の額は、そういったことで上がると、そういった適切に反映をさせていくということでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 その額自体を上げるということについては評価するものですが、しかし実際のところ、その人は他の常勤職員との差ですね、それがどのように広がっていくのか。このような視点から、やはり改善というものを考えていく必要があるのではないかと思います。

次に、同通知は次のように書かれています。「なお、会計年度任用職員の給与改定に伴い必要となる財源については、本年（２０２３年）１１月１０日に公表された『令和５年度補正予算（第１号）に伴う対応等について』で示されたとおり、財源は確保されるとともに、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に伴い必要となる財源については、本年（２０２３年）１２月２２日に公表された『令和６年度地方財政対策のポイント及び概要』で示されたとおり、確保される見込み」とあります。

同概要では、令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）④で、７の給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保があり、「令和５年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上」とあり、給与改定に要する経費として３，３００億円程度。うち、会計年度任用職員分として６００億円、会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費として１，８１０億円が計上されていますが、牛久市における財源確保の状況はどのようなものでありましょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 議員御指摘のとおり、令和６年度の地方財政計画には、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費として、地方全体で１，８１０億円が計上されております。この地方財政計画は、地方全体の財源を確保する目的で、地方交付税の総額や地方

債の発行額を確保することにより、地方財源が不足にならないように策定しているものでございます。この地方財政計画に計上された行政経費については、その多くが地方交付税の基準財政需要額に積算される形で財源手当てされております。

牛久市への財源措置額とお尋ねでございましたので、この地方交付税の基準財政需要額について、国が定めた単位費用という詳細な算定基礎を確認いたしましたが、会計年度任用職員への勤勉手当支給経費については記載がなく、個別団体へどのような形で幾ら措置されているか確認できませんでした。

しかし、この地方交付税は、標準的な行政経費を賄うため、不足する財源を交付するという性質の交付金であり、需要額に含まれる額がそのまま交付されるものではないということに加え、一般財源として交付されるため、補助金と異なり、必ずしも特定経費へ支出されるものではございません。このため、仮に先ほどの牛久市への措置額が明らかになったとしても、その額を必ず支出に充てるといったものではないものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 財源手当てがされているとしても、牛久市への措置額については不明であると。そしてまた、一般財源として交付されているために、必ずしも特定経費へ支出するという形にはならないという御説明ですけれども、それについては了解いたしました。

次に、同通知の3、適切な勤務時間の設定に基づいて質問いたします。

同通知は、「会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではないこと。今年度（令和6年度）調査では、1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上のパートタイム会計年度任用職員は依然多くの部門・職種で任用されているが、令和4年1月20日付総務省自治行政局公務員部長通知で助言しているとおり、フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、財政上の制約を理由として行うことは改正法の趣旨に沿わないことを前提に、任命権者及び人事委員会又は公平委員会は、人事機関として、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要があることに十分留意すること」とありますが、現在の牛久市で1日15分短くするだけで、全ての会計年度任用職員をパート扱いし、退職金の対象から外すなど不利益を与えていることについて、市の見解を求めます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 現在、牛久市における会計年度任用職員はパートタイムでの任用としております。時間外勤務については、辞令上は命令可能となっておりますが、時間外勤務が恒常化しないよう所属長に注意を促しております。会計年度任用職員は、補助的業務を担っているため、時間外勤務が任期を通じて恒常化している職場はあってはならないと考えております。そのような状況がある場合には、業務配分の見直しや職員の配置等で是正を図ってまいり

ます。

先ほど議員おっしゃいました、僅かに短い時間での設定というお話は、総務省においてこれまで会計年度任用職員の制度新設のときに、牛久市のようにそれまで非常勤一般職というような制度がないところが新たに設定するときには、そういったことに注意が必要だと認識しておりまして、私のほうで過去の経緯をちょっと見たところ、牛久市においてはもともとあった制度をそのまま会計年度任用していたという経緯がございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 今の答弁のところで、新たにしたことではないからということが通じるのかどうかということは別にして、考えていきたいと思います。

総務省の令和5年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）、2のパートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）で、1週間当たり勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,220団体、59団体増加していると。任用件数は5万8,154件、1,581件増加となっており、依然、多くの部門・職種で、そういった形で任用されている状況で、当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積み上げ、シフト、勤務体制、施設や窓口の運営時間等を考慮して設定したと回答している団体が多いと報告しています。

制度趣旨の助言内容として、「フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適切ではない」「フルタイムより僅かに短い時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある」と述べています。

牛久市でも、この点についてはそろそろ検討すべき時期ではないかと考えますが、いかがでしょう。また、回答では、制度上はフルタイムも任用可能となっていますが、フルタイムについては常勤職員を採用し、常勤と非常勤の人数のバランスを図っていきたいとのことですが、常勤と非常勤のバランスを図るというのか、常勤を中心にした構成にすることは確かに重要です。しかし、そのことと、会計年度任用職員を常勤職員とほとんど同様の勤務時間で働かせ、退職金、すなわち1年で給与1か月分とすれば、10年働くと10か月分となる。このような退職金の受給資格を与えないという不利益を強いていること自体、是正することは全く別の問題であります。早急な改善を期待するものであります。

次に、常勤職員の募集が難しい現状と言われますが、2023年度の常勤職員の採用目標数と実際の採用数、そして8月現在も勤務している新人数を質問いたします。

そして、そのような中で、会計年度任用職員の経験、知識、意欲は、貴重な人材資源ではないでしょうか。常勤職員を目指す会計年度任用職員は少なくありません。会計年度任用職員は地方公務員の身分ですから、労働契約法が適用されず、5年の無期転換ルールも適用されません。本人の希望を調査し、希望者には会計年度任用職員の常勤職員への採用の道を広げるための法令に基づいた新たな施策が必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 2023年度の常勤職員の採用目標数34人に対しまして、合格者数は53人、内定辞退者数は5人、採用数は48人、そのうち1人が退職し、8月現在も勤務している新規採用職員数は47人となっております。

常勤職員の確保が難しい現状下において、会計年度任用職員の知識や経験が大変貴重であることは認識しております。しかしながら、地方公務員法における任用の根本基準に基づき、職員の採用は競争試験または選考によるとされていることから、当市における会計年度任用職員としての勤務経験を条件とした受験要件の緩和については考えておりません。

過去には、会計年度任用職員になれば、いずれ常勤にしてもらえるとといった、縁故採用を疑われるような誤った情報が流れたこともあり、牛久市のイメージダウンにつながるおそれがあること、また牛久市職員を希望する新卒者等の就労機会を奪う可能性もあると考えております。そのような事態を招かないためにも、常勤職員としての採用を希望する会計年度任用職員には、一般の方と同様の条件で採用試験を受験していただきたいと考えております。

現在、常勤職員の採用試験の年齢制限は、事務職上級の49歳が上限となっておりますが、これには偏りが見られた職員の年齢構成を是正する目的もございまして、常勤職員の採用数を増やすことは重要ですが、年齢構成の平準化を図ることも非常に重要なことであることから、年齢制限の撤廃については慎重に検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 今お話の、会計年度任用職員になれば、いずれ常勤職員にってもらえるといった縁故採用が疑われるのではないかと、あるいは牛久市のイメージダウンにつながるのではないかと、そのようなことですが、私が提案しているのは、何も会計年度任用職員全てを常勤にしとか、あるいは望んでいる人は全て合格であるということにするということを提案しているものではございません。きちんとした審査が必要なのは当然であります。私が提案しているのは、法令に基づいた新たな施策が必要ではないかと主張しているのであります。

総務省の研究会報告では、また、一般職非常勤職員であった者について、新たに一般職非常勤職員として採用する場合や、さらには任期の定めのない常勤職員として採用する場合の能力実証として、これらの者が職員であったときの人事評価による勤務実績を、必要に応じて一定程度考慮することは可能である。この点、正教員の採用に当たり、臨時的任用教員または非常勤講師等としての勤務経験を考慮し、一部試験を免除し、または特別の選考を実施している地方公共団体もあるとまで述べているのであります。

この点を参考にして、会計年度任用職員をもっと積極的に常勤職員へ迎え入れるための新たな施策というものを考えるべきではないかと主張しているのですが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 総務省の平成28年12月27日付、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書の中で、一般職非常勤職員であった者について、新たに一般職非常勤職員として採用する場合や、さらには任期の定めのない

常勤職員として採用する場合の能力実証として、これらの者が職員であったときの人事評価による勤務実績を、必要に応じて一定程度考慮することは可能であるとあります。

牛久市では、会計年度任用職員の再度の任用の際に、人事評価による勤務実績を考慮して任用を行っておりますが、先ほどもお答えしましたとおり、常勤職員の採用試験において、会計年度任用職員であった期間の勤務実績を考慮した試験を実施することは考えておりません。

また、教員採用試験においては、臨時的任用教員や非常勤講師などの勤務経験を考慮し、一部試験の免除や別枠の選考を行っている自治体もあるようですが、一部試験の免除や別枠選考の実施などは、同様の理由により検討しておりません。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 総務省が可能であると公表し、他の自治体でも非常勤時代の勤務実績を考慮している。それにもかかわらず、なぜ牛久市は考慮しないと言い切るのか理解しにくいところであります。このことについては、再検討を強く期待するものであります。

第2番目の質問は、歩道整備についてであります。

市長のタウンミーティングでも、歩道整備の要求が少ない状況であります。歩道の傷みが多く、歩道と車道の間にコンクリートの縁石を置くことも禁じられていますので、歩道を切り下げていますが、歩道が斜めになって、老人が歩くには非常に不安定となってしまいますので、やむなく車道を歩くことになり、昼間でも歩道で転倒する事故や、夜間は特に危険で、車道を歩いて交通事故も起きています。また、切り下げた歩道は車椅子の利用もできず、シルバーカーも利用できません。高齢者をできるだけ家に閉じこもらないようにするための施策を進めるのであれば、誰でも安心して歩けるような歩道の根本的な整備をお願いしますとの要望もあるようです。

そこで、まず市内の道路で古いマウントアップ形式、高さが15センチ程度で、歩道の縁石と歩道面の高さが同じであるもの、この歩道は延べ何キロメートル程度あるのか。そのうち、市道はどの程度あるのか。市道で既にセミフラット方式、これは縁石は歩道面より高く、歩道面の高さは5センチ程度高いもの、になっている歩道はどの程度あるのか質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

現在、牛久市内の歩道は歩道が車道より高いマウントアップ形式のものと、歩道と車道の高さがほぼ同じセミフラット形式のものが混在しております。これは、平成18年12月に施行された、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法が制定されたことにより、法施行以前の道路整備では標準的な整備手法であったマウントアップ形式から、法施行以降はバリアフリーに配慮し、高齢者や身体に障害のある方にとって優しい道路環境づくりとなるよう、傾斜等が少ないセミフラット形式へと整備手法が変化したことが大きな要因となっております。

これは牛久市内に限ったことではなく、他市町村道や国、県が管理する国道、県道も同様であり、道路のバリアフリー化を目指す上で全国的な課題であると認識しております。

国土交通省及び茨城県にも確認しましたところ、牛久市内の歩道は、国道、県道、市道を合わ

せて202.7キロメートルあり、そのうちマウントアップ形式の歩道は、国道、県道、市道合わせて97.3キロメートルとなっております。また、市道につきましては、マウントアップ形式の歩道が84.6キロメートル、セミフラット形式の歩道は63.8キロメートルでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 国交省の歩道の一般的構造に関する基準によれば、歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての歩行者にとって、安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならないとありますが、セミフラット化が進まない理由をどのようにお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 バリアフリー法施行以前に整備されたマウントアップ形式の歩道は、車道と歩道との段差も高い上に、宅地の出入り等のための切り下げ部では歩道自体が傾斜してしまうため、先ほど議員からお話のありましたとおり、車椅子やシルバーカーでの走行が困難であることは認識しております。

しかしながら、歩道の高さを車道に合わせて下げるような整備では、既存の宅地の高さまで変える必要があり、使用状況によっては高さを変えられない宅地や、外構の全体的な改修が必要な宅地などが存在し、地権者の考え方についても様々でございます。また、歩車道ブロックが突出することで、歩道幅員も狭くなるなどのデメリットもあり、実現するためのハードルは高い状況でございます。別の手法として、車道を高くし、歩道に合わせることも考えられますが、この場合は路線ごとの整備では交差する路線や整備路線の前後で排水不良が発生し、道路冠水等の災害を招くおそれがあるため、ある程度のエリアを面的に捉え、現地調査や計画、設計を綿密に実施する必要があります。

また、整備を進める上では、国からの交付金を最大限活用したいと考えておりますが、道路の新設や拡幅に伴い、新規に歩道を設置する場合は交付金の対象となり、セミフラット形式での歩道整備を進めておりますが、既存歩道の改修が目的の場合には交付対象外となり、現状としては活用できる交付金が見つかっておりません。

このように、隣接する宅地、地権者との調整や雨水排水処理、交付金の活用など課題が山積しており、セミフラット化が進んでいない状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、近隣6市の歩道のセミフラット化との比較を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 近隣6市に確認をしましたところ、どの市もマウントアップ歩道からセミフラット歩道への改修を行っている市はございませんでした。

また、各市のセミフラット歩道の割合を聞き取りましたところ、龍ケ崎市では、歩道総延長約113キロメートルのうち、セミフラット形式の歩道が約5.6キロメートルで5%程度、つく

ばみらい市はマウントアップ形式の歩道が約6.6キロメートルあることを把握しておりますが、セミフラット形式の割合は把握できていないとの回答をいただきました。牛久市の現状は、先ほど御答弁しましたとおり、歩道延長148.4キロメートルに対して、セミフラット形式の延長が63.8キロメートルですので、約43%となっております。なお、取手市、稲敷市、土浦市、つくば市では、セミフラット形式の割合等を把握できていないとの回答でございました。

牛久市のみならず、近隣市においても旧基準で整備されているマウントアップ形式の歩道のセミフラット化は進んでいない状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、現在、車椅子あるいはシルバーカー、シニアカーが、歩道が危なくて通れない、こういう状況があると思います。なお、シルバーカーというのは、高齢者が買物等に使う手押し車、シニアカーは高齢者向けの3輪または4輪の1人乗り電動車両で、電動機付車椅子の扱いであると言われています。これらは、歩道が危なければ、車道を通れということになるのか。それとも、構わず傾斜の激しい歩道を通れということになるのか、どのように対応すべきという形で指導しているのか質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 マウントアップ形式の歩道において、宅地の出入り等のための切下げを行う場合は、基本的には車椅子やシルバーカーが通れるように、歩道の平たん部を連続して設けるように指導しておりますが、歩道幅員が狭く、平たん部が確保できず、切り下げ部が急勾配となってしまう、通行が困難となっている路線もございます。

このように通行に支障が出ている路線やエリアを優先的に整備すべきと考えておりますが、先ほど御答弁しましたとおり、クリアすべき課題が山積しており、なかなか整備が進まない状況でございます。

幅員が狭く、切り下げ部が急勾配となっている歩道を通行すると、転倒や歩道からの転落などのおそれがありますので、危険だと感じた際は、無理に歩道を通行せずに、他の路線への迂回や車両に注意をしながら、車道の端を通行するなどの御対応をしていただかざるを得ないのが現状でございます。御理解をいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、車椅子もシルバーカーあるいはシニアカーも、歩道がなく、路側帯がある道路では右側の路側帯を、歩道も路側帯もない道路では道路の右側走行をとのことですが、どのようにそれらは普及啓発されているのでありましょうか。関連して、自転車は軽車両と位置づけられ、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければならない、歩道を通行できる場合は車道寄りの部分を徐行しなければならないとのことですが、これについても普及啓発はどのようにされているのでありましょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 車椅子、シルバーカー、電動のシニアカーは、道路交通法では歩行者とみなし、道路の右側を通行することとなっております。また、歩道がある道路では歩道を通行し、

歩道がない道路では右側の路側帯を、歩道も路側帯もない道路では右側に寄って通行することとなっております。

車椅子等利用者の交通ルールに関する普及啓発につきましては、現在、販売店において、利用者に対する注意事項の1つとして、交通ルールやマナー等についての説明を行っていただいています。

なお、今後、道路交通環境が多様化、複雑化していく情勢を注視しながら、状況に応じて、車椅子等利用者の歩行者としての交通ルールの遵守に対する意識の向上を図ることは重要なことと認識しております。

次に、自転車につきましては、道路交通法では軽車両として車道通行が原則で、車道の左側に寄って通行することとなっております。また、普通自転車歩道通行可の標識や標示のある歩道のように、自転車が歩道を通行できる場合には、歩行者優先で車道寄りの部分を、すぐに停止のできる速度で通行するということになっております。

自転車の交通ルールやマナーの普及啓発につきましては、市では、牛久警察署等の関係行政機関や交通安全を推進する団体等と牛久市交通安全対策協議会を組織し、安全な道路交通社会の実現を図るための街頭啓発活動を行っております。具体的には、茨城県交通安全県民運動の実施期間に合わせて、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るための街頭キャンペーンを開催し、その中で自転車の正しい乗り方や交通マナーの周知に取り組んでおります。また、交通安全強化員による交通安全教室を開催し、市民に対しての自転車の正しい乗り方等についての指導も行っております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、タウンミーティングでは、市側の回答として、国の交付金活用を前提としてとありますが、国の交付金活用とはどのような例があるのか伺います。また、市内で国道、県道のマウントアップ形式の歩道のセミフラット化はどの程度進んでいるのか、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 国の交付金活用の例といたしましては、道路の新設整備や道路拡幅に伴い、セミフラット形式の歩道を新規に設置する場合などであり、このような整備が交付対象となるため積極的に交付金を活用して整備をしております。しかしながら、先ほど御答弁をさせていただきましたとおり、既存の歩道のみの改修が目的の場合には交付対象とならず、現状としては活用できる交付金が見つからない状況です。

また、路線ごとや部分的な整備ではなく、既存団地ごとなどの地区全体の再整備などを計画した場合は交付対象となる交付金はございますが、歩道改修のみを実施できるわけではなく、道路拡幅などを含めた地区全体としての整備が必要となり、多大な事業費と期間を要するために、現実的には事業実施は困難だと考えております。

以上のことから、路線ごとで部分的に改修できないか、また交付金を活用するにはどのような方法があるのかなどについて、引き続き国、県などに相談しながら、要望も含めて調査検討を進

めてまいりたいと考えております。

また、国道、県道のマウントアップからセミフラットへの改修ということでございますけれども、国道、県道合わせまして、先ほど答弁の中でも少し触れましたけれども、マウントアップ形式の歩道は12.7キロ残ってございます。その中で、セミフラット化への改修ということで、そのみを行っている、または予定しているということについては、国、県では確認できていないところでございます。

国道6号につきましては、全延長7.97メートルのうち、セミフラット化を既にされているものが3.9キロメートル、48%という状況までは確認ができております。こちらの3.9キロメートルにつきましても、セミフラット化のみを行ったのではなくて、例えば遠山町で行いました国道6号バイパスの整備に合わせた交差点改良、もしくは田宮中柏田線との交差点改良など、比較的新しい年度での整備を行ったときには、セミフラット化という形で整備を行っておりますので、今後も新たな整備、交差点改良などの際には必ずセミフラット化ということはなろうかと思っておりますけれども、現時点でマウントアップからセミフラット化のみの改修のめどは立っていないと認識しております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、タウンミーティングでは、工法の検討、他自治体の施工例などを調査研究していきたいとありますが、例えばどのような工法、他自治体の施工例があるのか、お示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 マウントアップ形式の歩道をセミフラット形式へと改修する際に考えられる手法としましては、歩道の高さを車道に合わせて下げる方法と、歩道に合わせて車道の高さを上げる方法の2つが考えられます。どちらの工法を採用した場合も様々な課題があり、実現するにはハードルが高い状況であることは、先ほど御答弁しましたとおりでございます。

なお、近隣6市に確認しましたところ、マウントアップ形式からセミフラット形式への改修事例や改修の計画はないとのことでしたが、日立市におきましては、車道の高さを歩道の高さに合わせて上げる手法で改修を実施している事例がございました。その事例では、駅周辺エリアにおいて、公共施設内の段差解消やノンステップバスの増加などを含めたバリアフリー化を目的とした一連の事業計画を策定し、交付金の対象として事業を実施しており、その中で歩道のセミフラット化も行っているとのことでした。このような事例も参考に、牛久市においても交付金を活用した整備について、調査検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ただいまの日立市の施工例は参考になると思えます。バリアフリー化を目的とした事業計画とのことですが、やはり様々な事業計画と関連させ、ぜひとも、誰でも安心して歩ける歩道の整備のために頑張っていただきたいと思います。

最後に、誰でも安心して通行できる歩道は、まちのイメージを刷新し、再開発の象徴としても

役立つものではないでしょうか。牛久市の都市計画の中ではどのように位置づけられているのか、歩道整備の計画の策定はどのように進んでいるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

御質問のとおり、歩道は誰でも安心して通行できるものでなければならないものであり、都市計画マスタープランにおいても、生活道路の環境整備の中でコンパクトシティーの実現に向けた道路環境の整備を挙げております。この中では、徒歩圏での行動が円滑に行えるように、歩行者や自転車利用者の安全性に配慮した道路整備を行うことや、超高齢社会において歩行者の安全を確保するため、歩道の段差の解消や歩道幅員の確保、バリアフリー化などを進め、誰もが安心して快適に利用できる歩行者空間の整備を推進することとしております。この方針に基づき、市道の新設整備や拡幅整備に伴う歩道整備等におきましては、セミフラット形式を採用し、歩道の段差の解消や幅員の確保に努めているところです。

また、幹線道路などの主要道路につきましては、整備計画を策定し、5年ごとに改定しながら整備を進めておりますが、歩道につきましては現時点で整備計画はございません。しかしながら、マスタープランにも挙げているとおり、誰もが安心して快適に利用できる歩行者空間の整備を実現するためにも、エリアや路線の選定、活用できる交付金の模索も含めて、歩道改修計画の策定に向け調査検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番須藤京子議員より早退の申出がありました。また、6番甲斐徳之助議員が入場しました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番高嶋基樹議員。

〔20番高嶋基樹議員登壇〕

○20番 高嶋基樹 議員 改めまして、こんにちは。会派名、自民党うしく21、高嶋基樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告順に従いまして、私から大きく1点、人口維持を目標とする牛久市の方針について、4項目でございます。

さて、人口減少の問題としては、昨日の一般質問において同僚議員からは、2050年には世界の人口は推計95億人と、現在より約14億人増大するとの話がございました。その一方で、NHK水戸、2050年茨城県の人口の44市町村推計データの発表では、牛久市の人口は7万

7, 034人と現在より約7, 000人減っているであろうと予測されております。

牛久市は、平成29年をピークに人口は微減傾向にあり、近隣市町村と比較すれば、何とか持ちこたえているという状況といえます。その一方で、出生による人口増加は、現段階では全国的にも期待は薄く、現状における人口維持の要は、流出抑止、流入増加ともはや住民の取り合い、他市町村との綱引きを余儀なくされているといった状況下でございます。

こうした中で、本市はこの要の1つである流出抑止に対してどのように取り組んでいく計画であるのか、幾つかの視点から伺います。

まずは、1番項、既に取り組んでいる人口減少への対策について。主に移住、子育て支援、お祭り、催事、魅力の向上や発信、空き家活用の推進、また婚活事業も一役買っていたと記憶しておりますが、まずはこれらについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本市の人口は、昭和40年代後半から年間1, 000人を超えるペースで増加し、市制が施行された昭和61年には5万人を超え、平成29年までは増加が続いておりましたが、同年12月の8万5, 255人をピークに減少に転じ、令和6年7月末の住民基本台帳人口は8万3, 980人となっております。

現在、本市で取り組んでいる人口減少への対策としましては、移住支援、子育て支援、住宅支援、情報発信などがございます。

移住支援としては、牛久市わくわく茨城生活実現事業による移住支援金制度を令和元年度から開始し、現在までに28世帯に支援金を交付し、転入者数としては78人、うち18歳未満の子どもが26人となっております。

次に、子育て支援としては、本年度から中学校の給食費無償化に取り組むとともに、今後の子供の医療費無償化に向けた準備を進め、またこれまで民間保育園の誘致を進めてきた結果、待機児童ゼロを令和2年度から継続しており、放課後児童クラブの全校実施にいち早く取り組むとともに、予防接種の助成など、本市で産み育てやすい環境の整備に努めているところでございます。

住宅支援としては、平成29年度から空家バンクを、令和2年度から空地バンクを設立し、市内の空き家や空き地の流通促進を図っております。

情報発信につきましては、より多くの方が必要な情報を得ることができるよう、広報うしくをはじめ、公式ホームページ、かつぱメール、X、フェイスブック、LINE、Instagram、FMうしくうれしく放送など、様々な媒体において本市の施策や取組などについて、積極的な情報発信に努めているところでございます。また、本年度から営業戦略課を新たに設置し、牛久市を1人でも多くの方々に知っていただくためのシティープロモーション、いわゆる営業的な戦略を持った活動をさらに充実するよう取り組んでいるところでございます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。

移住、子育て、空き家活用、情報発信と例を挙げていただきました。このほかにも教育や子育て、これをPRする際には、学校給食の自校方式だって、昨日の答弁でもございましたとおり、

少し視点を変えてみれば、これは立派な牛久独自の取組、強みであります。この事業が続いている間は堂々とアピールしていただくべきだと、これは強く願うところであります。

続いて、2番項、本市のホームページにも掲載されております牛久市人口ピラミッド、最新は本年8月1日時点、ここからも読み取れますように、ほぼ全国統計のピラミッドの形と同じ形をなしており、突出している世代は45歳から54歳が1万3,752人で16.37%、次いで70代が1万2,503人で14.88%でございます。本市のピラミッドは、まさに少子高齢そのものを表した形状でございますが、まちづくりにおいても欠かせないのは、ここの下の部分、次世代、若年層の力であります。

さて、次世代の流出の現状と抑止策についてですが、この点について市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 若年世代の人口流入出の状況につきましては、平成27年国勢調査と令和2年国勢調査の2つの国勢調査の間における人口の増減の割合により、傾向が分かります。

本市におきましては、男性では15歳から19歳の人口が最も転出超過の割合が大きく、1,966人から1,650人と16%減少しており、20歳から24歳の人口では1%の減少と、おおむね転出超過が解消されてはいるものの、転入超過となっており、それらの上の世代におきましては、増減を繰り返す傾向が見られる一方で、女性におきましては、15歳から29歳までの人口が大きく転出超過となっている傾向が見られております。

また、茨城県常住人口調査によりますと、令和5年における牛久市から他都道府県間の人口移動は、転入出ともに東京都と千葉県の割合が多く、県南地域の常磐線沿線及びつくばエクスプレス沿線の自治体におきましては、同様な傾向となっております。これらのことから、本市が首都圏50キロ圏内に位置することなどから、進学や就職の時期となる10歳代後半から20歳代前半の世代において、東京近郊への移動が多いものと推測できます。

人口の流出対策といたしましては、本市の特徴として、東京の50キロ圏に位置するという地理的な好条件が、転入と転出の両方につながっているため、特に進学、就職の年代につきましては、一定数の転出は見込まれるものと考えており、それを抑制する効果的な施策を見い出すことが難しい状況となっております。

このため、第4次総合計画の基本目標である「ふるさとを想う市民と共に『世代がめぐる』まちを創る」の実現を目指し、将来に向けて本市に定住してもらえるよう、幼少期から学習やイベントなどを通じて、本市の魅力や情報を得られるよう努めており、今年で40回を数えましたかっぱ祭りをはじめとする全市的なイベントを継続的に開催していることも、市の観光の魅力向上とともに、郷土愛を育てる大きな要素の1つと考えております。

今後も、より多くの市民の方々に牛久市への愛着を持っていただき、市内外を問わず、広く牛久市の魅力を発信し、選ばれ続けるまち、住み続けたいまちとなるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ただいまの御答弁からも、分かっているが、本市のベッドタウンという立ち位置から難しい状況といったところがうかがえました。

しかしながら、県南地域の近隣自治体でも子供たちに向けた事業、美浦村ではキッズチャレンジ、これは小学生が商業を学び、事業計画から確定申告までを実際に体験するものです。そして、つくば市では既にチャレンジショップが導入されております。いつまでもベッドタウンという立ち位置だけに甘んじていては、牛久の未来は、冒頭に申し上げた人口減少の数値をはるかに下回ることになってしまいます。

私がここで申し上げる流出抑止、あえて抑止と使わせていただいておりますが、何もこれは目標があって、場所を移して新天地で一旗揚げたい、また世界へ羽ばたきたい、そう思っている人たちを引きとめてくださいと言っているわけではございません。大人になっても牛久を選べる、戻ってこれる、外に出ても誇れる、せめてそんなまちづくりを目指していただきたいと切に願うところでございます。

続いて3番項、流入者への補助に対して、現住民への取組のバランスはどうであるか、これについてお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 先ほどの御質問でお答えしましたとおり、転入を促すための施策として、子育て施策や住宅施策、情報発信などのまちの魅力向上に関する施策を行ってまいりましたが、これらの事業は転入者だけに対する事業ではなく、現在お住まいの市民の皆様に向けた事業であるとも考えてございます。

本市の魅力を発信するためには、現在住んでいる方々が郷土愛を持ち、一定程度満足していることが重要であるものと考えており、住んでいる人々が日常生活を営む上で、先ほど議員からもございましたとおり、満足すること、誇りを持つこと、自慢することが1つもなければ、それはまちの魅力にはつながらないものと考えてございます。

本市といたしましては、転入者に関する支援ばかりに目を向けるのではなく、既に本市にお住まいの方々への市民生活に資する事業につきましても、毎年実施している市民満足度調査の結果や市政への御意見などを参考とし、年代や市内の地域性などを踏まえながら、各種事業を進めているところであり、その結果として、市民満足度調査におきましては、満足、おおむね満足であるとの回答が毎年8割を超える状況となっております。

今後におきましても、市民生活の満足度の向上を目指しながら、まちの魅力を向上することで持続的な転入を生み、引き続き本市に居住する基礎となるよう、各政策分野に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 それでは、再質問としまして2点伺います。

これまでの答弁で挙げられた中学校の給食費無償化や子供の医療費無償化への準備、そして郷土愛の醸成としてもとても影響を与えている一大イベントのかっぱ祭りなど、おっしゃるとおり、これは現住の市民、そして転入者共通のサービスと言えます。

私がここで質問したバランスの部分ですが、例えばわくわく茨城生活実現事業、これは移住者に対しては支援金、国、県からの助成金、プラス、牛久市独自の支援金を交付していると。それ

に対して、牛久から牛久へと引き続き牛久市を選んでくれる市民に対しては、都市計画法上でのメリットぐらいしか感じることはできません。

先ほど選ばれ続けるまち、住み続けたいまちを目指すとお答えいただきました。選び続けてくれる人、そして住み続けたいと言ってくれる人に対する施策はどうか、バランスはどうか、市の見解を再度伺いたいと思います。

そしてもう1点、市民満足度調査について、年代や市内の地域性を踏まえながらとの答弁でしたが、年代の詳細は40代までが36%で430人、そして50代から70歳以上の回答が63.6%で759人です。こちらの広報うしく9月1日号にグラフも見やすく掲載されております。これが、10年、20年先を見据えた本当に必要なデータであるのか、意見の吸い上げになっているのかどうか。満足度調査については結果が出たばかりでございます。検証という段階ではあると思いますが、調査方法については少し改める必要があると考えます。

以上、2点について市の見解をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 2点の御質問にお答えします。

まず、選び続ける人、住み続けた人に対する施策はあったのか、またバランスはどうかということですが、これまで牛久市が実施してきた市民に対する主なサービスといたしましては、子育て世帯に対しては、相談窓口の充実、保育施設や子育て施設の充実、予防接種の拡充など、妊娠期から切れ目のないサービスを継続的に実施しており、日常生活における利便性といたしましては、市民満足度調査で充実を求められていた防犯などの部分において、防犯灯や防犯カメラの整備を計画的に続けているほか、市民の移動手段としての公共交通におきましても、昨今の厳しい状況下ではございますが、サービスの維持が図れるよう努めているところでございます。

また、ハートフルクーポン券の販売につきましては、昨年12月から販売対象を市民に限定するなど、市民として受けられるサービスについて、質の向上に努めながら実施しているところでございます。

現在、本市に居住する方々に住み続けてもらうための施策と、移住支援に対する施策は、目的や対象も異なることから、量的な見地で事業を比較することは難しく、バランスという説明は難しい部分がございますが、一方に対する施策のみの充実を図るのではなく、目的や内容など異なる部分はあるものの、双方に対する施策の充実を図っていくことが、より安定した人口を確保するために重要であるものと考えてございます。

次に、市民満足度調査の方法等の検討という御質問でございますけれども、市民満足度調査につきましては、牛久市在住で16歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人に対して実施しており、その回答者の年齢構成はおおむね本市の人口の年齢分布に応じた該当者数となっているところでございまして、割合で見ると高い年齢層が多くなっていることから、調査項目によっては偏りが生じるものもございます。しかしながら、統計調査といたしましては、中長期的な傾向を把握することも必要であることから、大きな変更をせずに継続することも重要であると考え

ておりますので、今後また方法とか内容等につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

なお、施策を進める上で個別に検討が必要なものにつきましては、例えばでございますけれども、公共交通に関しては、交通に特化したアンケートを毎年実施しているなど、それぞれの分野ごとに必要な情報を収集することも実施しておりますので、施策の展開に合わせ、個別にデータの収集を実施することも必要であるものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 いろいろと、もともといる市民へのそういった施策もたくさん、今挙げていただきました。そして、市民満足度調査、もちろん割合から言えばというところの回答、十分理解できるところはございます。ただ、やはり詳細なものを、サイドブックに搭載されたものを拝見しましたが、やっぱり人数も全然、30人とか、そのぐらいしか若い世代のアンケート調査ができていない。それに対して、今後の牛久の10年、20年先の未来をそこだけでは切り切れているのかというところは少し感じますので、部分的調査も行われているということですので、その辺も今後検討していただければと思いますので、ぜひとも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、最後4番項でございます。今後の流出抑止策について、この取組や展望について伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

人口の流出抑制策につきましては、先ほどの答弁のとおり、進学、就職の年代などにおける流出は一定程度見込まれるものと考えております。しかしながら、将来にわたり安定的な行政運営を図るためには、一定の人口の確保、バランスのよい年代構成などを検討していく必要がございます。

本市は、東京圏のベッドタウンとして形成された経緯から、駅を中心とした良好かつコンパクトな住宅地が整備され、日常生活に必要な店舗や施設などが有効に配置されているなど、居住するための基盤がしっかりと形成されていることが、選ばれるための大きな強みの1つであると捉えております。

加えて、ひたち野地区に隣接する東端穴地区におきましては、新たな住宅需要に応えるため土地区画整理事業を進めており、その強みをアピールする絶好の時期ともなっております。

本市といたしましては、全国的に人口減少が進む中、自然動態による減少を止めることは難しい面があるものと考えており、いかに社会増を継続していくかが、1つの課題と捉えております。社会増を目指す中においては、結果的に他自治体との競争のような形となってしまいますが、本市といたしましては、宅地開発などによる良好な住宅基盤の維持や、市内地域資源の活用、積極的にシティープロモーションを行うことなどにより、市民満足度の向上、まちの魅力を向上させ、現在お住まいの方々が継続的に本市に住み続けたいと思ってもらえるよう努めながら、本市出身者のUターン、また市外出身者が移り住むIターンが促進し、持続的に世代が循環するまちづく

りを展開することができるよう、引き続き取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 Uターン、そして市外からのIターンによる、持続的に世代が循環するまちづくりを目指す、本市の方針について伺うことができました。引き続き取り組まれるとのことですので、今後もぜひとも選び続ける人、住み続けたいと思ってくれている人、ここをバランスよく、もっと大切にしていきたいと願うところでございます。

最後に、ここまで人口維持の牛久市の方針について伺ってまいりました。最後に、市長に伺います。7月に公務で台湾視察をされたということですが、牛久市の発展、そして人口の社会増へのヒントはありましたでしょうか。こちらについてももしございましたら、よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再質問にお答えいたします。

台湾の人口は約2,300万人、私たちが訪問した桃園市の人口はその約1割の約220万人であり、新北市、台中市、高雄市、台北市に次いで、台湾全土では5番目に人口規模が大きい都市でございました。

桃園市は、空の玄関口である桃園国際空港を有し、鉄道や路線バスなど交通利便性が高く、また農業、工業、商業が発展し、人口の増加率は台湾全土でトップ、若い人たちが多く、とてもエネルギーにぎわいのある町並みと、豊かな自然が共存するととてもすばらしい魅力ある都市であることを実感いたしました。

しかしながら、台湾訪問時に同行した現地の通訳兼ガイドからは、日本の少子高齢化が始まったのは早い、台湾では近年少子高齢化が急激に進展しており、また合計特殊出生率も日本より低い状況にあると伺うことができました。台湾でも少子高齢化、それに伴う労働力不足といった日本と同じような課題を捉えています。私たちが訪問した桃園市は、まだまだ成長、発展を感じる都市であり、今回の台湾訪問で桃園市とのつながりができたことで、今後観光振興や物産品などの経済的な交流、そして市民交流など、このような取組を磨いていくことにより、外国人材の増加、社会増の1つのきっかけとなるのではないかと考えます。

また、桃園市と牛久市とは人口規模に大分違いはございますが、このような交流を通じて、桃園市のまちづくり、特に人口増加、社会増に寄与する効果的な施策などについても、今後、意見交換を行いながら相互交流を深めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。以上で私からの一般質問を終えたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で20番高嶋基樹議員の一般質問は終わりました。

自席にて暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時40分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆さん、こんにちは。午前中は遅参して大変申し訳ありませんでした。甲斐徳之助です。引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が欲しいとの声に合わせ、活動しております。

今定例会におきましては、地域の未来、次世代をどのように残していくかの質問をしたいと思います。同僚議員とも少し重なるところもありますが、併せてお願いしたいと思います。

魅力ある政策に取り組み、選ばれるまち牛久になっていくためにも、財源が必要であることは言うまでもないことであります。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて行います。

議長、事前通告理由により着座を求めます。

○諸橋太一郎 議長 許可いたします。

○6番 甲斐徳之助 議員 人口減少社会は、国の大きな問題で様々な取組をしています。本市も例外ではなく、この問題には直面し、対応していかななくてはなりません。

しかしながら、我々の生活する地方都市においては、人口の自然増への取組も大事ではありますが、自治体間の競争ともなる社会増への取組にも目を向けなくてはなりません。魅力ある政策に取り組み、住民税や法人税、固定資産税などの増収に取り組み、財源の確保にもつなげなくてはならない。そのために本市が取組をどのように行ってきたか御質問いたします。

1点目として、これまで本市の人口推移はどのようなものであるか。また、茨城県南地域の近隣自治体との比較をし、それをどのように執行部は捉えているのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 全国的に人口が減少に転じる中、本市の人口につきましては、平成29年12月の8万5,255人をピークとして減少に転じ、その後も緩やかではありますが、人口の減少が進んでおります。

その詳細といたしまして、まず自然増減につきましては、本市の形成過程として、昭和50年代から平成初期にかけて急激に人口が流入した関係から、いわゆる団塊の世代の70歳代の人口及び団塊ジュニア世代の50歳前後の人口が多い構成となっており、さらにその人口構成に加え、少子化の進展により出生数の低下が顕著となっております。

自然増減数を住民基本台帳から見てみますと、出生数が死亡数を上回る自然増の状態につきましては、平成20年前後までは毎年200人前後の増加を続けてまいりました。しかしながら、平成25年度を境に死亡数が増加、かつ出生数が減少に転じ、平成28年度には死亡数が出生数を上回る自然減の状態に入り、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などもあり、死亡数の増加、出生数の減少とも加速度的に進み、令和4年度、令和5年度は500人を超える自然減の状況となっております。

また、自然増減についての県内自治体の状況につきましては、茨城県常住人口調査によると、

県内で増加しているのはつくば市のみとなっており、減少している自治体の傾向としましては、近年に人口の流入が多かったつくばエクスプレス沿線自治体などが、減少率が低い傾向となっておりますが、県内全体のほとんどの自治体においては減少が進み、令和５年度の県全体の自然減の率は、人口に対して０．７８％の減少となっております。

次に、社会増減につきましては、ひたち野地区への流入が続いてきた平成２０年代は、平均で年間約５００人の増加が続いてまいりましたが、ひたち野地区の土地利用がおおむね完了した平成２９年度以降、転入者数と転出者数が均衡するような状況が続いておりましたが、令和２年度以降は再び転入が超過する傾向となり、令和５年度には２９９人の転入超過となっております。

県内他自治体の状況としましては、県の常住人口調査における数値で見ますと、県全体で８，１３４人の転入超過となっており、そのうち県南地域での転入超過は７，４４４人と全体の９割を超える人数が県南地域となっております。

県南地域内における傾向といたしましては、常磐線沿線、つくばエクスプレス沿線自治体での転入超過となっており、鉄道駅周辺の住宅地開発または既存住宅地での転出、転入が主な人口の動きとなっているものと想定されることから、本市におきましては、牛久駅、ひたち野うしく駅の２つの駅があること、圏央道沿線にあること、日常生活に必要な店舗や施設などが有効に配置されているなど居住するための基盤がしっかりと形成されていることなどを鑑みると、今後も社会増につながる潜在的要因が多数存在する地域であると考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○６番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。社会増につながる潜在的要因が多数存在する地域と考えているという御所見をいただきました。ありがとうございます。私もそう考えております。

御答弁の中で、１点ちょっと確認を取らせてもらいたいのが、令和５年度の２９２人転入超過という話がありました。転入超過ですね。これは何か特別な要因があったのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 転入超過２９２人というのは、市全体での転入超過数でございます。その中でも特にひたち野地区の転入超過、人口増ですね、そちらが大きな要因となっております。

常住人口調査での本市の総人口としては、令和５年度に１５６人の減少となる中、ひたち野地区での増減は１６５人の増加となっております。その内訳でございますけれども、社会動態で９８人、自然動態で６７人の増加となっております。これは、ひたち野地区の人口構成が市内全体の傾向と比較し、年少人口が多く、老年人口が少ないといったことから、自然動態で増加し、また地理的条件ですね、駅から近く、日常生活に必要な店舗や施設などが有効に配置されているなど、居住するための基盤がしっかりと形成されているため、先ほど申し上げたとおり、土地利用がおおむね完了した中におきましても、同地区に居住を求める方が多数存在することから、社会動態につきましても増加となっているものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 居住を求める移住の方々というところに着目していきたいと思います。

次の質問なんですが、継続的な政策を行っていくためにも、そのような流入の人口を集めていくためにも、当然行政運営の財源が必要だと思われます。社会増をこれから取り組んでいくべき、これまでもやってきたとは思いますが、重要性を考えていくと、今後執行部の皆さんはどのような考えを持っているのかということと、具体的な政策はどの辺に着目、注力してやっていくのか、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 全国的な人口減少の中において、本市が将来にわたり持続的で安定した行政運営を図るためには、一定の人口の維持は必要不可欠であると考えてございます。

本市の人口推計は、昨年12月に社会保障・人口問題研究所により示された数値で見えますと、2020年から2050年の30年間で総人口が約7万7,000人と約9%減少し、そのうち15歳から64歳までの生産年齢人口につきましては、同期間で約20%減少すると示されております。

この人口推計のとおり、生産年齢人口の割合が減少したとすれば、本市の労働力が低下し、地域経済の低下にもつながり、また市民サービスの低下への悪循環を生むことも想定されることから、今後将来に向けていかに人口の減少を抑え緩やかにしていくかが、本市にとって課題であるものと考えてございます。

そのためにも、社会増につながる施策の展開は重要なものと認識しており、全国の総人口が減少する中においては、実質的に他自治体との競争とはなりますが、本市が選ばれるまちであり続けられるよう、宅地開発などのインフラ整備をはじめとした人口流入のための施策を進めるとともに、市民サービスの充実を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 本市にとって、人口減少を抑え、緩やかにしていくことが課題という御答弁でした。社会増につながる政策の展開は重要という認識もいただきました。その中で、宅地開発、インフラ整備、市民サービスの充実ということでお答えをいただいていますので、それに対して掘り下げてちょっと何点か、次の質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

考え方は十分理解させていただいたので、可能性が多分にあるということで、これまで私議員で8年ぐらいですけれども、意外とこれは批判ではなく、内政的な政治がすごく多かったのかなと思っています。というのは、同僚議員もお話しされてましたけれども、東京都市圏から50キロ圏内が住宅の考え方にあると。実際、私何度か電車で乗ったり、通ってたこともありますが、これを毎日やるというのも大変なんです、やっぱりね。そういうことを考えていくと、これからの時代、国も方向性を一時期言っていましたけれども、やっぱり地方創生、地方に人口の流れをつくっていくというのは大事なことであります。ただ、それに対して、これは先ほど言った内政ではなく、外交的なものを強力に推し進める必要があるのではないかと思います。

その中で、何点かテーマを絞って、お話をさせてお聞きしたいんですが、まず1つ目、これまで行ってきたであろうと思われる若者世代への子育て支援策であったり、福祉の環境について御質問をしたいと思います。特に本市独自の政策、取組等があれば、併せてお示しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久市の子育てに関する支援と福祉サービスにつきましては、妊娠届に始まり、乳幼児の健診、相談、予防接種等の母子保健業務や、子供の保育や子育てに関する相談、独り親家庭への支援等の児童福祉業務のほか、子供の教育に関する業務等多岐にわたっており、それぞれの部署が連携し、切れ目ない支援を行っております。また、子供や保護者の方が病気や障害により支援が必要な場合には、障害福祉部門と連携を行い、障害福祉サービスの利用につなげる等、その家庭に応じたきめ細やかな支援が行えるように努めております。

子育て支援の充実を図るため、市独自の施策として行っているものとして、平成28年10月より、小児マル福の対象を高校生まで拡大するとともに、高校生まで入院と通院も助成し、妊産婦マル福につきましても、疾病の種類や所得にかかわらず独自に助成しております。また、妊娠する前より不育症治療等に対する費用の助成や、子供の予防接種について、任意予防接種であるおたふく風邪ワクチンとインフルエンザワクチンの接種費用の助成を行っているほか、牛久市子どもの未来を応援する禁煙チャレンジ助成金として、妊娠中の方や20歳未満の子供と同居する喫煙者の方を対象に、上限1万円の禁煙外来治療費の助成を行っております。さらに、令和6年4月からは市立中学校の給食費の無償化を行い、学校給食費の段階的無償化に向けての取組や、小児マル福の自己負担金の無料化に向けた準備も行っており、子育て世代の経済的負担の軽減に向け取り組んでおります。

市では、子育て世代の方が牛久市で安心して子育てしていただけるように、現在の子育て支援事業を一人一人に対し丁寧に行うとともに、子育て世代の実情に応じた子育て支援策の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

大変難しい分野であると思います。子育て世代への支援ということだと、やはり福祉であったり、その辺のサービスのほかに、教育ローン、教育問題が関わってくると思います。

今牛久市では、これまでもそうですけれども、新設の学校を建てていくという方向性を取っています。施設、あとは公共施設等もありますし、そういった施設や手法等も多くあると思いますので、子育て世代支援策として、また今回ではなくて、改めて別の場面できちっと御質問させていただきたいと思います。これに関しましては、御答弁大変ありがとうございました。よく分かりました。

次の質問です。企業誘致についてであります。同僚議員もこの点に関してはいろんな策を持っていて、これまで何度となく御提案されていると思います。私もちょっと思うところがありまし

て、今回取り上げさせていただいているのですけれども、本市に限った話ではないと思います。企業誘致というと、どうしても茨城県の恵まれた土地柄を見ると、工場の誘致という考え方になるのではないかと思います。現にそのような方向性で進めていると思います。魅力的な政策の実現を目指す、そして財源の確保という観点からですと、やはり本社機能を持つ事務系企業だったり、あとは最近もやっていますけれども、スポーツイベントや団体といったところの誘致活動を他市がやっていますね。であつたりとか、我々が8月に視察に行った学校関係の誘致であつたりとか、様々財源の確保のやる手法はあると思います。まず、それをどのように考えているのかお尋ねするということと、これまでその中でも工場誘致、企業誘致の中の工場誘致について、これまでと今後という形で質問させていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在、本市が企業誘致策として進めておりますオーダーメード方式は、市内への立地を検討する企業の立地計画に合わせ、場所や規模などの検討を行い、用地の交渉、取得から各種許認可の取得、造成、売却までをワンストップにて請け負い、企業の進出を支援するものとなります。

この方式によるメリットとしまして、企業が希望する土地で操業できる点、またあらかじめ産業用地を整備しても、進出を希望する企業がなく、空き区画の状態が続いてしまうといったリスクを回避できる点が挙げられることから、本市ではこの方式を採用してまいりました。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 オーダーメード方式を取っている工場誘致のやり方でありますけれども、これはちょっと私は以前から点、点、点をつけておりました。何でなんだろうと。これについて1点再質問したいと思いますが、何でこのオーダーメード方式を採用しているのか、改めて。先ほど空き区画の状態のリスクの回避という話をお聞きしましたけれども、何かそれだとぴんとこないです、私は。それ、1回再質問させてもらっていいですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 繰り返しになりますけれども、市のリスクが低いという点から、オーダーメード方式をこれまでは採用しております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 そうですね。

では、もう1点、これは私が勉強不足なのかもしれませんが、条例の定め等でそういったものがあるのでしょうか。それとも、慣例とか方針で決定されていることなのか、お尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 オーダーメード方式につきましては、条例等による定めはございません。市の方針として行っております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 市の方針ということで御答弁をいただきまして、お尋ねしたいと思います。

オーダーを待ってからの整備事業であると、当然目まぐるしく動いていく時流の中で、スピード感がないように感じます。これは行政におけるトップセールスを行うべきであると思いますけれども、それについての今後を問いたいと思います。そのためにも県や国との情報共有、連携は大変重要であると思います。その辺も積極的に行うべきと考えておりますが、執行部は今後どのように行っていくのか、御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、現在茨城県との意見交換、情報共有を行いながら、対応を進めております。

本年４月に訪問した際には、近年の企業立地のトレンドとして、候補地の選定から用地取得までを短期間で行う傾向にあり、茨城県が約２０年ぶりに整備を行った圏央道インターパークつくばみらいでは、先行して産業用地を整備しつつ誘致を行う方策が取られたと伺っております。

また、産業用地の整備に当たっては、事前にある程度の企業の動向、進出可能性を把握した上で進めていくことが望ましいとの助言をいただいていることから、これからの企業誘致は、企業動向の把握と事前調査を行い、用地整備と企業誘致を並行して進めていくことが効果的な手法なのではないかと考えております。

しかしながら、先ほどもお答えをしましたとおり、市が単独であらかじめ産業用地の整備を行うことは、財政的なリスクも伴うことから、まずは茨城県との連携を図りながら対応を進めているところです。茨城県との連携により、県の持つノウハウや情報を活用できるのはもちろんのこと、市の財政負担の軽減を図ることができるものと考えており、現在は茨城県において、牛久市内の複数の候補地につきまして、産業用地としての適地検討を行う開発可能性調査を実施していただいております。

また、茨城県との意見交換を行う中で、民間の資金やノウハウを活用した整備手法についても助言をいただいていることから、これらの手法につきましても調査を進め、新たな産業用地の整備と魅力ある企業の進出を実現してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○６番 甲斐徳之助 議員 用地整備と企業誘致の行動を並行して進めていくことが効果的な手法というお話でした。私もそう思います。ぜひ県との連携を深め、人脈をフル活用していただいて、尽力していただきたいと思います。

そして、ちょっとお話を聞きたいと思いました。適地検討を行う開発可能性調査という御回答をいただいたのですが、これはどのような検査方法であるのか、お尋ねしたいと思います。県で実施いただいているということでありましたけれども、お答えは難しいかもしれませんが、今どの辺の地域をにらんで市のほうで打診されているのかとか、もし分かれば教えてください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 開発可能性調査についてなのですが、こちらは土地利用の状況や各種法規制、造成見込み費用などに基づきまして、産業用地としての整備の可否について

調査を行うものとなります。現在、茨城県では複数の市町村で調査が行われておるということで聞いておりまして、牛久市内においても複数の候補地で調査していると伺っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 牛久市内でも行っておりますということは、市はそれを把握してないということの認識でしょうか。あちらが主導でこの辺を見るよとやっていらっしゃるのか、どうなのか、お聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現地の調査で、市に声をかけてということは行われていないのですが、場所については伺っております。ただ、事務の進行に支障があるため、場所の公表は控えさせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 よく理解しました。ありがとうございます。

企業誘致の工場誘致等は、冒頭に申し上げた、市民の皆様の声を届けるということで、私がすぐ市民の皆様からお問合せをいただくことであります。なので、今の答弁内容ですと、随分と前向きに、可能性のある流れの中で大きく進めていると思いますので、引き続き早期実現で雇用創出が生まれるよう御期待を申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

雇用の創出等の先には、当然ながら定住人口への定着の政策も描いていただかなければなりません。新たに、これまで東端穴地区に調査を含め、取り組んでおられることは承知しております。働く環境からも住宅施設、居住を近くに置くという観点からも、今後市内の宅地状況について、どのように取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。当然ながら本市の独自事業ではなく、今のお話のように、県との共有連携も必要と考えておりますけれども、その点も踏まえて、どのような施策を組むのかお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 宅地開発につきましては、新たな宅地を供給し、市外、県外からの転入、定住を促すことで、人口の社会増へとつなげることができるため、人口増加策として必要不可欠であると認識しております。

現在、この手法を用いた人口増加策として、ひたち野地区に隣接した東端穴地区におきまして、組合施行の業務代行方式による土地区画整理事業を実施する計画を進めております。この東端穴地区は、平成30年度に調査検討業務に着手し、その後地権者への意向調査や地区界測量、地区計画素案策定、土地区画整理組合発起人会や準備組合の設立などを経て、本年2月に市街化区域に編入され、今年度中には土地区画整理組合の設立と事業認可の取得を予定しており、順次使用収益を行いつつ、令和10年度の換地処分を目指しているところです。

このように、区画整理等による宅地開発は、着手から換地処分までかなりの時間を要するため、少しでも早く、かつ継続的に宅地供給ができるように計画する必要があると判断し、東端穴地区における区画整理が終わってからではなく、今定例会において新たな宅地開発に向けた調査検討

業務実施のための補正予算を上程し、人口の社会増に寄与する方策の1つとして取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 補正予算を上程されていることは承知しています。

再質問をしたいと思います。東狹穴地区はこれまでやってきた地域であります。私が御質問させていただいたのは、今後どの辺の地域を考えているのか。お答えできなくても、何点かあるのか、そういった御答弁が欲しかったなと思います。それを改めて再質問いたします。

また、県との情報共有という形で、もうちょっと細かく教えていただきたいなと思いました。

以上2点、再質問をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えをいたします。

おっしゃるとおり東狹穴地区につきましては、現在進めているところでございます。今回議案上程させていただきました補正予算につきましては、場所としては市街化区域に隣接していること、宅地としての需要があることなどを踏まえまして、ひたち野うしく地区周辺であると考えております。

今回上程させていただきました予算については、調査業務になりますので、この後、その業務の中で駅からの距離であるとか、小中学校までの距離、土地の高低差や埋蔵文化財の有無などを調査いたしまして、場所を選定していくというところでございますので、先ほどお話ししたとおり、ひたち野うしく地区周辺というところですが、そのうちどこというのは、これからということになります。

県との協力というところですが、茨城県としましても、県南地区の宅地供給には協力をするというお話も聞いておりますので、今現時点で具体的な協議等は、場所が決まってませんので行っておりませんが、今後この調査業務が進んでいって場所が選定されれば、この先必要に応じて協議もしていきますし、都市計画手続などはもちろん県と協議しないと進みませんので、今後検討業務の結果を受けて、県にいろいろ相談して協力していただくという流れになると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 周辺地域ということで御答弁いただきましたけれども、さきの質問で、企業の工場誘致という観点を考えますと、ひたち野の駅だけに限ってこないと思います。それを、今後例えばそこにこういうものを造ったので、近隣周辺地に宅地構想を持てきますよとか、例えばですが、今でしたらもう阿見町が既にそういう流れになっていますよね。そういう動き的なものも、今後想定している話であるのかどうなのか、ちょっとくどいようですが、再質問。要は、今の答弁内容ですと、ひたち野うしく駅周辺ということですが、いろいろ様々まだまだ可能性のある土地は、牛久市は持っていると思います。その辺はどう広げて

いくのか、やらないのか、再質問したいと思います。どうぞお願いします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 先ほど御答弁させてもらった繰り返しになりますけれども、宅地供給をする上で、まずは宅地としての需要というところを考えていきたいと思いますので、現時点でひたち野うしく周辺というのは、非常に宅地としてのポテンシャルがいまだに高いと考えておりますので、まずは需要のあるところと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

世の中が大きく変わっていく中で、時代は、自分らが学生から社会人の頃とまた違う要諦で進んでいると思います。昔、大きく牛久駅を使って都心に通われていた世代の、頑張っていた世代の皆さんも、今はもう電車に乗っていなかったりとか、ただどういう形であっても、今後は地方への経済の移行というものがあって、そこにやはり人が集まる、そして我々の立場であれば、それを書いて、提供して、まちづくりを形成して継続していくということが、言うまでもなく皆さん分かっていらっしゃると思いますけれども、大事なことでないと常々思っております。

そんな中で、自治体間の競争も含めて、あまり喧嘩してはいけないと思うのですが、大きな枠のくくりで選ばれる自治体牛久市、魅力ある自治体をつくって、創造に向けて御期待を申し上げて、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

午後2時18分休憩

午後2時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 改めまして、こんにちは。今期、無党派で活動しています池辺己実夫です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、それでは一般質問を始めさせていただきます。

まず、今回は大きな問題として2つ質問させていただきます。

1つ目は、第2回定例会でも質問させていただいた件で質問します。

私は、前回の第2回定例会において、二所ノ関部屋との連携によるひたち野うしく地区の活性化についてというテーマで一般質問させていただきました。その中で、私はひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く道路に、二所ノ関通りと愛称をつけることについて質問いたしました。建設部長からは、ひたち野うしく地区の4つの通りには、平成23年、道路愛称選定委員会によ

る審査を経て、既に愛称がつけられており、当時の愛称の決定に関わった市民と地元の皆様の思いを軽視することになりかねないので、簡単に愛称を変えることはできないという、私としては大変に後ろ向きな答弁をいただいたと記憶しております。

建設部長の答弁も、私としては理解できないわけではないのですが、平成２３年当時に、その頃は今の二所ノ関親方は関脇稀勢の里でしたが、その後、横綱まで昇進し、引退後にひたち野うしく地区の生活圏内に自らの部屋を構えるなどして、そのときと全く現在は違います。当時、誰がこういうことを予想できたでしょうか。当時のひたち野うしく地区の道路の愛称選定に携わった方々や地元の皆さんが、今のこの現実を目の当たりにして、私が提案する二所ノ関通りの道路の愛称に、私としては到底反対する方がいるとは思えませんし、時間の経過により状況や環境が変わることで道路愛称を変えたり、別の愛称をつけることが、愛称選定に関わった市民や地元の皆様の思いを軽視することには、決してならないと思います。

市長をはじめ、二所ノ関部屋との連携に関しては、愛称の問題を除いて、ひたち野うしく地区の活性化を図る上で、二所ノ関部屋との連携をすることで、メリットはあってもデメリットは全くないという思いの答弁もいただきました。

そこで、再度伺います。ひたち野うしく地区の活性化を図る上でも、新たな道路愛称選定委員会を設置して、以前の道路愛称選定委員会に関わった方も含めて、市民からの意見徴収や愛称について議論を進めていくべきと考えますが、前回の答弁以降、このことについてはどのように検討され、どのような結論に至ったのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

道路愛称選定委員会は、牛久市が管理している市道に、親しみやすい愛称をつける際に設置するもので、関係する市民や団体、関連する有識者など、市民の代表者を中心に構成されるものです。地元住民や関連団体等により、道路の愛称をつける機運が高まり、愛称の選定が必要となった際には、その都度委員会を設置し、市民から御応募いただいた候補の中から愛称を選定し、愛称が決定された後は、委員会は解散となるため、平成２３年度の解散後は現在に至るまで委員会は設置されておられません。

本年第２回定例会の一般質問におきまして、委員会設置について慎重に検討する必要があると答弁させていただきましたが、これは二所ノ関部屋に関連する道路の愛称に対する地元や近隣、市内における盛り上がりや機運の高まり具合等を鑑みまして、その時点では委員会を設置する段階にはなく、慎重に状況を見定める必要があると判断したためでございます。

しかしながら、市といたしましても二所ノ関部屋や所属している力士を応援することは、当然の流れであると考えており、駅の出口にはパネルを設置したり、部屋が分かるように地図に部屋 の場所を記入させていただいたり、私達もでき得る限りの応援はしておりますが、現在の地元の盛り上がりや機運の高まりが顕著であると言えるまでには至っていないことから、今後のさらなる機運の高まりを期待し、民意の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

私も前回質問して、今もこのような形で質問させていただいたのですが、私も少しの間はちょっと感情が入ってしまって、まずかったなと反省している点があって、よく考えてみて、例えば牛久で相撲甚句会に入っていらっしゃる方とかは、結構区長とかやられた方もいらっしゃいます。そういった方にお声がけをして、地元の区長なんかのところにもお願いに行って、機運を高めるような形で取っていききたいと思いますし、あと何よりも5日に開会になって、ここにいる皆様は御承知かと思いますが、議員提案により、改めてここにいる、新たに市議会議員になられた8名の方も全員賛成という形で、二所ノ関部屋との友好関係、これはここにいる皆さんも賛成してくれたので、ここにいる議員の皆様のお力もお借りしながら、しっかりと愛称がつくように努力してまいりたいと思いますので、これは答弁結構ですので、次の質問に入ります。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問では、沼田市長が誕生して間もなく1年がたとうとしておりますので、沼田市政の1年間の振り返りをしていきたいと思います。

昨年、9月10日に施行されました牛久市長選挙では、見事に他の3候補者を破り、引退を表明した前根本市長に代わり、沼田市長が誕生いたしました。私自身も本当に微力ではありますが、沼田市長の誕生を心から願い、先頭に立って、真っ黒になって汗をかき、声をからして応援させていただきました。根本市政のアップデートをうたい、どのような新しい姿勢を展開されるか、本当に期待に胸を膨らませ、わくわくしながら沼田市長誕生直後の市議会定例会で一般質問もさせていただきました。

一般質問では、これから始まる沼田市政に対して、公約に挙げた数々の施策実現への期待と御活躍を御祈念申し上げるとともに、私が日々感じている市役所の現状をるる申し述べつつ、私の質問を通して市役所の現状を推察していただき、これからの市政運営の参考にしてもらえればと思いを込めて一般質問したのを、昨日のことのようには覚えております。

それでは、前置きはこのぐらいいして質問に入ってまいります。

まず初めに、間もなく1年を迎えようとしております沼田市政ですが、この1年間における沼田市政の取組内容と、その取組に対する自己評価をお伺いしたいと思います。

市長当選直後の一般質問では、沼田市長が当選直後の新聞取材に、まずは観光振興と職員の意識改革に取り組みたいとの決意を語られたことで、沼田市長の取組の第一に観光政策の充実が挙げられたことと私は理解をいたしました。

一般質問をさせていただきました。その後、一般質問においても、デジタル通貨や職員数、二所ノ関部屋との連携など、どれも沼田市長が挙げておられた公約に沿ったテーマで質問させていただいたつもりです。

その中で、職員数に関しては、全国112の類似団体の中で、特に職員数の少なかった当市ですが、なかなか増えなかった職員数も、今年度一気に50名近くの職員を採用されたということで、早くも沼田効果が発揮されたと思慮しております。

そこで、このような状況を踏まえて、市長に就任して1年、観光振興と職員の意識改革という点を中心に、どのようなことに取り組んできたのか。また、1年という限られた期間であり、取組の道半ばであるとは思いますが、まずはこの1年でどのように取り組んでこられたのか、その取組に対してどのように自己評価されているのかをお聞かせください。また、自己評価において、まだまだ不十分と評価された取組等がありましたら、それを今後どのように推し進めていこうとお考えなのかもお聞かせいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。質問というよりも、応援の弁をいただいているような感じでございまして、非常に複雑な思いのまま、答弁はさせていただきます。少し長くなります。

私が牛久市長に就任から来月で1年がたとうとしております。「アップデート牛久！！笑顔あふれる未来へ」をスローガンとして、市民の皆様が安全と安心、幸せを実感でき、より豊かに暮らせる牛久市を築くために、これまで邁進してまいりました。

私の公約であります、子供の医療費、教育格差、小中学校の給食費、市役所窓口の待ち時間、災害時の逃げ遅れ、交通弱者・移動困難者、介護待機者、牛久シャトーやエスカードビルの空きテナントの「8つのゼロ」に最優先で取り組むとともに、子ども・子育て、医療・福祉、まちづくり、地域振興、教育改革、行財政改革の6つの分野に掲げた基本政策につきましては、着実に歩みを進めるべく、各種事業に取り組んでまいりました。

主な取組を申し上げますと、本年4月より実施しています中学生の学校給食費無償化をはじめ、子供の医療費無償化に向けた事前準備、そして企業誘致の推進につきましては、圏央道の4車線化工事や竜ヶ崎阿見線バイパスの整備が進み、企業誘致の機運を逃さないためにも、今年の4月に企業誘致推進室を設置し、新たな工業団地の整備に向け取組をスタートさせ、市内の複数の候補地において、茨城県による開発可能性調査が進められているところでございます。さらに、本年4月からは、新たに中心市街地への産業の集積と、同地域の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、事務系の事業所を対象に、県内でも最高水準となる5年間で最大5,000万円の補助金を交付する支援制度を創設し、企業誘致支援策の強化も図ってまいりました。早期誘致に向けて、引き続き広く制度を周知してまいります。

このように、様々な取組を実行してまいりましたが、ここからは御質問いただきました、観光振興と職員の意識改革という視点からお答え申し上げます。

観光振興につきましては、牛久市の観光振興を進めていく上では、茨城県とのつながりをより強固なものにするとともに、庁内横断的に連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

茨城県との連携という点では、県観光誘客課や港湾課などに伺い、牛久大仏や牛久シャトーをはじめ、その他の観光施設を組み入れた観光ツアーの造成についての相談や、大洗港や常陸那珂港に寄航しているクルーズ船のツアーを企画する旅行事業者を御紹介いただくなど、牛久市をPRする活動に御協力いただいております。

また、庁内の連携という点では、今年度より新たに創設した営業戦略課と未来創造課が連携し、かつば祭りや鹿島アントラーズフレンドリータウンデイズなど市内外のイベント等に積極的に出展し、牛久市や牛久市産品のPR活動を行っているほか、近隣市町村と連携したイベントの開催や牛久沼などの地域資源を活用した周辺地域活性化に向けた協議も新たにスタートしております。

さらに、7月に台湾を訪問し桃園市とのつながりをつくってまいりましたので、今後桃園市の観光関係者を牛久市へ招待するなどして、観光振興に結びつけてまいります。

次に、職員の意識改革についてでございますが、限られた人的資源を最大限に活用できる環境を整え、きめ細やかな行政サービスの向上が図れるよう、AI-OCRなどの導入によるDXを推進するとともに、職員の意識改革を目的とした民間研修を実施しております。具体的には、課長級以上の管理職を対象として、モチベーションアップ研修を実施しています。これは、市が抱える課題を自らの業務として意識することにより、縦割りの弊害をなくし、市民本位の行政を実現することで、市役所全体のパフォーマンスを向上させようとするものです。

そのほか、補正予算にも計上してございますが、窓口対応を行う全職員を対象とした接遇研修を実施いたします。窓口で対応する職員は市役所の顔となり、来庁された方々に対して牛久市役所を印象づける重要な役割を果たします。これまでも接遇研修は行っていましたが、今年度は改めて職員のスキルアップを図るため、最大648人を対象とする大規模な研修を行います。

また、ここ数年の全庁的なマンパワー不足に伴い、個々の職員に過大な業務負担がかかっている課なども見受けられ、特にメンタル面の不調を理由とした休暇を取得する職員が一定数おります。人事担当課では、大切な職員の健康を守ることを目的に、特定の職員に業務負担が偏り、長時間勤務となっている実態を是正するため、7月から時間外勤務の管理方法を見直し、過度な時間外勤務を早期に是正する仕組みを導入しました。また、時間外勤務時間数の状況とストレスチェックの結果に基づき、一定基準を超える職員に対しまして、産業医による面談を実施しております。

そして、市長就任直後から申し上げてまいりましたが、本年5月にはプロジェクトチームを設置し、令和8年の市制施行40周年に向け、検討を進めております。このように縦割りを排した庁内横断的な組織体制も整えてまいりました。

そのほかにも職員との関わりという点では、あらゆる場面で職員に対して具体的に私の考えを伝えております。初登庁のときの訓示では、「市民要望に対して、事務的にできませんで終わらせるのではなく、どのようにして現状より改善できるかを検討しない体質に問題がある。市役所が現在そうであるならば、共に改善していきたい」と率直な気持ちを伝えました。

また、就任当初には若手職員とのランチミーティングの実施や、6月からは定期的に幹部ミーティングを開催し、私からの指示事項を確認する機会を増やしたり、時間があるときには日常的に市長室を飛び出し、庁内各課フロアや窓口の混雑状況を見て回るなどして、職員とのコミュニケーションを図り、職員の意識改革と職場環境の改善に努めているところです。

振り返りますと、市長就任直後に職員の不祥事の発覚や事務処理のミスなどが続き、その対応に追われ、慌ただしい毎日ではございましたが、そのような中でも市民の皆様とお約束した政策

を実現するために、一日一日を一意専心の気持ちで市政運営に邁進してまいりました。

その一方で、牛久市におきましても公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、市の財政は、市長就任当初に私が考えていたほど財政的に自由に政策に振り向けられる余裕はなく、優先順位をつけながらの決断であり、全てが思うように実行することはできておりません。そのような中でも、苦渋の決断もありましたが、タウンミーティング等を通じて、市民の皆様から御意見、御要望をお伺いするなどして、でき得る限りの施策に取り組むことができたのではないかと、もちろん反省はありますけれども、私自身としてはそのような評価をしております。

不十分な取組はという御質問もございましたが、少子高齢・人口減少に打ちかつための対策や、牛久都市開発、うしくグリーンファーム、牛久シャトーの第3セクター3社の経営健全化、そして移動手段を確保するための公共交通の改善など、まだまだ道半ばでございますので、引き続き市民の皆様のお声やお知恵をお借りし、一つ一つ課題解決に向け、スピード感を持って着実に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

ただいま、この1年間の取組内容、そしてその取組に対する自己評価をお聞かせいただきました。沼田市長の取組全般に関する質問に続き、私、数点個別にお聞きしたい点がありますので、よろしくお願いします。

まず、観光振興に関する事業として、牛久シャトーの今後についてお聞かせいただきたいと思います。

先月の臨時議会において、牛久シャトー第5期の決算が示されました。売上げ自体は大きく改善してきていると思いますが、赤字状態の解消には、本当にまだまだ厳しい状況と言わざるを得ませんでした。市長は、今後牛久シャトーをどのように再興していきたいと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

今年度は、昨年度まで市民の皆様から指摘されていた園内外の環境整備についても予算化がなされました。この数年間、荒れ放題であったぶどう園通りの植栽もきれいに手入れされ、以前の美しいシャトーの姿が再現できるものだと期待しております。

私は、牛久シャトーを市が借り上げることになった時点から、市として、牛久シャトーに対してはまとまったお金というか、投資をしなければ、民間企業が手放した施設の再興は難しいのではないかと訴えてまいりました。しかしながら、民間企業の施設であるということで、牛久シャトーに税金を投入することには異論があり、市が設立した第三セクターということで、その運営については議会の中でも様々な意見があり、前市長時代には思い切った対策がされてこなかったと私自身承知しております。

明治時代から現在の場所でワイン造りを行い、シャトーという称号をもらうことができた牛久シャトーは、民間企業の所有とはいえ、牛久市民の誰もが認める牛久のランドマークであり、利益追求を第一に考えない牛久市という公共団体だからこそできる思い切った対策を取って、再興させ、将来にわたって市民の憩いの場として公共的な施設にならなければ、しなければいけない

と私は思っています。

沼田市長は、牛久シャトーをどのように再興しようと考えておられるのでしょうか。市長就任直後、牛久シャトーの今後について、具体的なお話を私は聞いてないように思いますので、市長が考える今後の牛久シャトーの姿はどのようなものなのか、沼田市長が描く具体的なシャトーの姿をお示ししていただきたいと思います。多くの市民も、市長が牛久シャトーをどのように再興してくれるんだらうと、具体的なイメージを提示してくれるのを待っているという声を耳にします。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久シャトーは、議員御指摘のとおり、牛久市のランドマークであり、市民にとって特別な場所であると捉えております。なぜなら、所有者が牛久シャトーの飲食・物販事業からの撤退を公表した直後から、シャトーのにぎわいを絶やさないでほしいとの思いが、310団体、2万2,892筆の署名という形で牛久市に届けられたという結果を見れば明らかだと思います。

市民の多くは、牛久シャトーに日常的な空間と非日常的な空間の両方を求めているのではないかと考えております。かつてのシャトーは常にきれいに整備され、その中で散歩や散策を楽しんだり、家族や友人たちとバーベキューを楽しむ、また年に何回か開催されるイベントを楽しみ、施設内でブドウ狩りや芋堀りなど季節に応じたアクティビティを体験するなど、自分が住むすぐ近くにシャトーという特別な場所があることが当たり前であると思っていたのではないのでしょうか。

そのように考えると、これから取り組む対策としては、本来であれば牛久シャトー株式会社自らが行なうべきであるとも考えますが、現状を考慮し、今年度から牛久市において予算計上し植栽等の管理を行なうことで、牛久市のランドマークにふさわしい環境美化に努めております。

また、かつてのようになぎわい創出としては、牛久シャトーを会場としたイベントの開催を進めていきます。8月の牛久シャトー夏祭りのほか、昨年度も多くの皆さまにお越しいただきました日本遺産フェスタの開催など、市民の皆さまが集い、楽しめる場所となるよう努めてまいります。

さらに、市民に大変好評をいただきました、先月末まで週末限定で実施したビアホールの経験を生かした飲食事業など、国の重要文化財建造物にとどまらず、ブドウ、ワイン、ビール、そして広大な敷地といった牛久シャトーが有する資源、ポテンシャルを最大限生かしたいと考えております。

昨年開催のG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合のレセプションと夕食会における牛久シャトービールの採用や大洗港に入港する大型クルーズ客船のお客様誘致などではトップセールスに取り組んでおり、引き続きPRにも力を入れてまいります。

しかしながら、創業以来、牛久シャトー株式会社は毎年のように赤字を計上していることに加え、令和2年度から令和5年度までの賃料が未納であることなどにより、約1億4,000万円の債務超過の状態にあり、抜本的な経営改善が必要であると考えております。

この点につきましては、市議会にエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会も設置されましたので、特別委員会の意向も踏まえつつ、見直しすべき点は見直しを行ない、市民の皆様に喜ばれる牛久シャトーの再興に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

私は、もちろん家賃の2億円ですかね、猶予しているというのは、それはもちろんここにいる人みんな思うのですけれども、分かっていることなんですけれども、ただ牛久シャトーに商売して、もうけていただいて、それで運営するというのは、正直もう無理なのかなって私の中では思っています。それはなぜか、お金を入れないから。例えば民間企業の場合だったら、これはもう答弁結構です。私の意見だけなので、答弁は結構ですから、少しだけ耳を傾けて聞いていただきたいのですけれども、株主だったら、その企業にお金を例えば入れて、商売して利益を出す。ただ、シャトーの場合はまたそこがちょっと違うと思うのです。先ほどまで、やはり市でも市民の署名がたくさんあった、それでシャトーを前のように戻してもらいたい。でも、きっと少しだけずれがあって、市民は多分お金の部分は無責任だから分からないんですよ。前のような形で戻してほしいだけ。ただ、市は運営していかなければいけないので、もちろんその部分は大事です。だから、やはりお金を入れられないなら、やっぱりあのやり方はちょっと難しいのかな。

私もこの間の飲み放題の4種類のビール、あれはすばらしい企画だと思いました。500円で煮込みがあって、焼き鳥もあって、ウインナーとかあって、行きやすいですね。すごい努力してるというのは分かるのですけれども、いかんせん、あそこの場所でどれだけ商売やってもなかなか難しいと思います。あのやり方をずっとこのままやっていっても、結局黒字になるというのは、私としては難しいので、やはり考えなければいけないところになっているのかも分からないのですけれども、ただあそこを成功させるためには、やはりお金を投入しないとできないのかな。私は今牛久シャトーの特別委員会には入ってないのですけれども、前回の委員ではいたのですけれども、あそこを見に行くと、いろいろなところを例えば壊れている場所があったり、今もそうです。この間、ちょっと雨のときにシャトーレストランを使わせていただいて、雨漏りしているのですよね。でも、もちろん又貸しかも分からない。オエノンの持ち物だから。でも、シャトー株式会社からしたら、牛久市からお借りしているのですよね。

やはり皆さんも、例えばアパートでもマンションでも借りている方なら分かると思うのですけれども、そういったのはやはり大家のほうで直すのかなと、私はそのように思って。ガラスのところとかはちょうど夏祭りで、青年会議所の方がランタン飛ばしたときに、私かき氷でOBでお手伝いしたのですけれども、ガラスの芝生のところに建っているところは、何か暑いけれどもビールはかいく飲んでもらうのに温度上げてるとか言ったら、壊れてるとか聞くし、やはりそういったところも、もしも自社で直すと言ったら、経営とか多分追いつかないんじゃないかなと私は思いました。これはもう全然勝手な意見なので。

それでは次に、まるっきりこれは飛ばしていきたいと思います。

次に、人事異動についてです。人事異動は市長の専決事項ですので、我々議員がとやかく言う

ことではないと思いますが、沼田市長就任僅か1か月後の11月1日付で部長職の人事異動が発令されたことは、正直、後ろにいる議員の皆さんもえっという声でみんな驚いていました。ちなみに、この人事発令時点では、副市長及び教育長が選任されていませんでした。このような状況において、部長職を一定程度経験されている経験豊富な部長の人事異動は、本当に必要であったのでしょうか。例えば教育委員会ですが、前教育長の染谷氏は病気のため長期療養しており、復帰されることなく、9月末日をもって任期を残したまま退任されたと聞いております。教育長が病気療養のため不在という状況の中で、教育委員会の管理職の皆さんは、教育部長を中心に様々な教育行政を進めざるを得ない状況であり、大変な御苦勞があったのではないかと私は推察しています。新たな教育長が選任されない中で、前教育長不在の中に教育委員会をまとめてきた、経験豊富な当時の教育部長を代える必要が本当にあったのでしょうか。ぜひその必要性をお聞かせいただきたいと思います。

同様に、副市長が選任されていないこの時期、市長公室や総務部長を替える決定をしたのは、どのような理由からなのでしょう。市長が組んだ初めての予算を施行する今年度の当初に人事異動が行われたということであれば、私は特にこの一般質問で取り上げられるような話ではないと思っています。しかし、あまりにも突然の人事異動に、私だけではありません、後ろにいる市議会議員や私の知っている職員のOBの方からも、この何十年で1度も聞いたことがない。なぜこのタイミングで、池辺議員だったら分かるんじゃないのと言われました。11月1日という就任から1か月というタイミングでの人事異動の必要性和、幹部職員を異動させることによる行政活動の停滞の危険性について、どのように考えて、どのように判断されたのかお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和5年11月1日付の人事異動において、部長級5人の所属の入替えを行いました。これは、それぞれの部門に新しいリーダーが入ることで、新たな視点やアプローチが導入され、これまで見逃していた問題点が浮き彫りになり、新しい解決策が提案されるといった行政運営上の改善を期待したものでございます。

部長級の年度途中の人事異動には、部署内の業務の効率面から慎重に扱う必要性はございますが、それ以上に全職員の意識を引き締め、業務への取り組み方を見直し、新しいリーダーの下での変化に職員が迅速に対応することで組織を活性化し、適応力の向上が図られるなどのメリットがございます。部長級の人事異動は、組織の長期的な成長を促進するための重要な戦略的人事だったと考えております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 分かりました。適応能力が図られて、メリットがあって、重要な戦略で、戦略的な人事異動だったということで理解します。

最後に、牛久市の学校教育方針についてお伺いいたします。

牛久市では、前染谷教育長が先頭に立って学び合いを進めてきたことは御承知のとおりです。しかしながら、本年3月、教育委員会から保護者宛てに、令和6年度から学校教育方針について

と題した文書が送られ、約10年にわたり実施してきた学び合いによる授業をやめるという結論に達したので、令和6年度は移行期間として、令和7年度から学習指導要領の趣旨に沿った授業形態へ完全移行するという内容でした。教職員の過重労働が問題化され、働き方改革の必要性が叫ばれる昨今、教員の負担という面を考慮して検討を重ねた結果、出された判断とのことでした。もちろん教員の働き方改革は、待ったなしで取り組むべき問題であるとは思いますが、しかし、教育委員会から送られた文書は、子供というか、生徒、児童の視点という部分は、私には全く読み取れませんでした。子供たちがこれまでの学び合いをどのように感じ、子供たち自身も教育方針の変更が必要だと意見に基づいて出された結論であったのでしょうか。

私は、学び合いによる牛久市の教育はとても素晴らしい取組で、個人的には今後も続ける必要性があったのではないかと考えています。なぜそう思うか。これは、私自身の体験からそう思わせるからです。私自身のことで恐縮ですが、私はここにいる皆さんと違って、勉強が全くできない部類の子供でした。そのために授業が全く分からず、つまらなくなって授業から外れていく。授業から外れてしまったら、やはり外れていく仲間同士でおしゃべりするので、先生が私たちを排除するのに怒ってきますよね。もちろんこんな性格ですから、思いつ切り反発します。そして、教室からは出て行って、もうその授業には二度と出ない。負の連鎖とでもいいますか、どんどん悪い方向に進んでいくのです。私が子供の頃はそんな授業を感じていました。

前教育長が学び合いという授業手法を取り入れた、始めたきっかけも、自分のように授業についていけず、教室に居場所をなくして、そればかりか授業の邪魔になるような行動を取ってしまう子供たち、いわゆる問題のある子供を力で排除しようとしても、それができなかった。その反省から、学び合いという授業手法を取り入れ始めたとき前教育長に伺いました。私も市議会議員になって、学び合いの授業を何度も見学させていただき、出された課題に本当に真剣に向き合っている子供たちの姿や、「分からないから、何々ちゃんこれ教えてよ」と友達に聞ける関係性が、授業している教室の至るところにあり、誰一人として授業から外されない、学び合いという授業方法は、私はとてもすばらしく、もし自分が子供の頃にこのような授業だったらと、本当にうらやましい気持ちで見学させてもらっていました。

当然のことですが、教育は一朝一夕に結果を出せるものではありません。学び合い自体も10年という年月をかけて試行錯誤を繰り返し、有識者からの教を請いながらつくり上げてきた牛久市の教育方針だと私も理解しております。もちろん新しい教育長が代わったのだから、新たな教育長の下で学校教育方針も変更になることは、私も理解できます。しかしながら、市長が就任から半年、教育長も就任から3か月という状況で、これまでの牛久市の学校教育をどんなふうに検証し、このような判断に至ったのでしょうか。学び合いの授業をやめるという判断自体は、教育委員会が決定したものであると思いますが、総合教育会議を開催し、教育委員会と意見交換をして、市長として教育委員会の判断を受け入れたのですから、新たな牛久市の学校教育方針が今年度から展開されていくことは、全く問題ないと思っています。ただ、教育委員会から、この1枚の文書で教育方針の変更を伝えるという手法はいかがなものなのでしょうか。本来なら、全ての学校において保護者に説明し、保護者や生徒、児童からの意見を聞いた上で決定してもよかつ

たのではないのでしょうか。

先ほども申し上げたように、教育の結果はすぐに表れるものではありません。10年後、20年後、もしかしたら30年後、牛久の学校がどうなっているかは、今私も含めて誰も分かりません。牛久の学校が昔の荒れた学校に戻らなければいいなということを願うばかりです。

教育委員会がこのような判断を下したことに對して、市長と教育委員会で、教育の在り方について協議、調整をする場合は、総合教育会議でどのようなやり取りがあったのでしょうか。10年近い歳月をかけて築いてきた牛久市の教育を、市長就任半年、教育長就任から3か月という短い期間で変えると判断した理由を、総合会議でのやり取りを例に挙げて御説明をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 議員の御質問に、教育委員会としてお答えいたします。

まず、教育方針の変更という言葉についての確認でございます。言葉どおりに取ると、大きな変革になってしまいますが、国、県の方針、方向性に沿ってやっていくのは変わりありませんし、牛久市の教育目標である「知性に富み、心身ともに健康で、人間性豊かな児童生徒の育成」も変えてはございません。ただ、授業改善の方向性として、学習指導要領にあります、主体的で対話的で深い学びを推進するために、今までのように一つの形でやるのではなく、学習内容や児童生徒の実態に合わせて、担当教師の裁量で学習形態を変えることができるようにしました。

議員御指摘のとおり、教育は結果が出るまで時間が必要ですが、4月から7月では、昨年同月と比較して、不登校、いじめの件数が減っています。また、先生方が自分で課題を決め、研修をすることで、生徒の主体的な学びを後押しすることができつつあります。

令和5年12月定例会における市長の答弁どおり、今後も主体的、対話的で深い学びが実現できますよう、教育環境の整備、充実に取り組み、これからの時代を生き抜くために必要な資質、能力を児童生徒に育てまいります。

児童生徒の実態を捉えたのかという御質問に對しましては、令和5年、令和6年の全国学習状況調査におきまして、自分に合った授業手法、授業ができているかということに關しまして、児童生徒の答えが、県平均、全国平均とマイナスになっておりますので、そこら辺も踏まえたことを御承知いただければと思います。

あと、教育であります、教育は、前も申し上げましたように劇的な変化を遂げております。もちろん私たちが子供であった時代と変わってございます。今は、不登校、いじめ等が問題視されている時代でありますので、時代に合った教育をするのが肝要と考えます。そのため、学習指導要領を基にした教育施策を打ってございます。

学習指導要領については、もちろん御存じのとおり、国の教育水準を保つために大事なものでございますので、それに従ってやるのが肝要かと考えております。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 教育長、ありがとうございました。

ただ、私これ再質なんですけれども、私は一般質問を今回するに当たって、毎回そうなのです

けれども、このような形で、きちっと何を聞きたいかというのは皆さんに事前に通告しているのです。今の部分、先ほども私は申したのですけれども、これを読むと何を聞きたかったかという、本年3月に小中学校児童生徒の保護者に対して、牛久市の学校教育方針の変更を行う旨の文書が配付された。学校教育方針は教育委員会が定めるものでありますから、これはもう責任を持ってつくるものですから、それに私は全然異議を唱えているわけではなくて、これを変えて、総合教育会議において市長も教育委員会の判断を受け入れて、今回の決定を認めたというわけですよ。この会議を主管したのは経営企画部なんです。教育委員会の、これはやっぱり答弁者をこっちから指定されないのは、私も議員になって何とか8年目やっていますから、分かるのですけれども、私が意図しているのは、説明というか、これを答えるのはそこではないと思うのです。主管されたのはそちらなんで。そこから、こういった形なのかというのを私は再質したいと思いますので、よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 まず、総合教育会議につきましては、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として開催してございます。

議員の御質問にあります、本年3月1日に保護者の皆様へという形で送られました令和6年度からの学校教育方針についてという文書がございますが、その前に開催した教育総合会議ですと、令和5年12月14日に開催した総合教育会議となります。その会議の中では、教育大綱の期間の変更や令和6年度の教育振興基本計画の策定、おくの義務教育学校児童クラブ一体型校舎建設、不登校対策、部活動の移行支援などの教育委員会重要施策について話し合いがなされておりまして、学び合いの成果に関する意見などはあったものの、御質問にございます学校教育方針についての内容につきましては、そもそも議題には上がってございません。

その会議において市長からあった内容の1つとしては、意思疎通を図るためには、これまで年1回開催してございましたが、その年1回の開催では、随時報告する内容や周知しなくてはならないものがあると思うので、少なくとも半年に1回は開催すべきではとの提案がなされておりますので、先ほど申し上げたとおり、学校教育方針の内容につきましては、この会議では協議には上がってございません。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 今部長からあったとおり、総合教育会議というのは、教育の指導方針を決定する場ではなく、教育部局と市長部局との意思疎通を図る、情報を共有するといった会議でございまして、決してその学び合いについての指導方法について、今後どうしていくかという話はされてございません。

私から逆にちょっと教えていただきたいのですけれども、その学び合いというのが素晴らしい教育方法だというのは、何かの目に見える形で指標があつて素晴らしいと言っているのかどうか、ちょっと教えてください。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 それは、私も先ほども自分の中でこう感じたということで、私のやつを一つ例に挙げて話したのですけれども、授業スタイル、ここにいる方でももしかしたら私の言っていることは全然違う、今でも一斉授業みたいな形でやっていくのがいいと思っている方も、もしかしたらここにはたくさんいるかも知れません。ただ、自分の経験値の中で、あの授業スタイルは素晴らしいので、ハイブリッドとは言わないですけれども、あれを全くなくすのではなくて、それを取り入れながらやっていくのであれば、私は何とも思わなかったのですけれども、この紙1枚でこれを出されて、これを読んだだけで、逆に言えば、保護者の方に言われたのは、今までは文科省のあれに沿ってやってなかったのみたいに取れるよねということを言われたので、ここでそれでもめるつもりも全くないので、私は自分の意見としてこれは言っただけで、教育方針を変えたりなんかすることに対して、何度も言いますけれども、それは責任を持って教育委員会と市長部局で決めたわけですから、そこに対して問題を提起しているわけではなくて、いろいろなことを決める場合でも、パブリックコメントとか何とかしますよね。それを全くしないで、もう本当に雲の上だけで決めて、下にやれという落とし方というのはどうなのかなと思ったので、今回はこれをそう言わせてもらったのと、私これから返ってきたのを読みますから、分かると思うのですけれども、決して邪魔をしようとか、そういった意味ではないのです。この先、皆さんが上手にやって、牛久を盛り上げてもらえればいいんですけども、ただ耳触りのいいことばかり言っている、私は進展しないと思うのです。だから、そこの部分をはっきり言えるような議員が1人か2人いても私はいいのかなと思って、もちろん教育長とは同級生ですから、本当に応援していますし、沼田市長に至っても、私本当に応援してきて、沼田市政を頑張ってもらいたいという気持ちでやってきたので、ただいろいろ耳に入ったことを素直に今回は自分の文書で皆さんにお伝えしたかったということなんですよね。せっかく書いてきたので、これ最後読ませてもらって、ちょうど5分前なので終われると思うので。

今回の質問では、市政のかじ取りは初めてという節目もあり、この1年間の取組について沼田市長がどのようなことに取り組み、どのように自己判断を、自己評価をされているのかお聞きしました。

冒頭でも申し上げたとおり、私は沼田市長誕生を願い、本当に微力ではありますが、先頭に立って応援させていただきました。そして、これからも2期、3期と、4期、5期、市政のかじ取りを行っていただきたいという思いからこそ、市長の取組に対して、よいことばかりでなく、耳の痛いこともはっきりと申し上げていきたいと私は考えております。様々な課題に素早く取り組み、結果が出れば、市民はそれを迅速に対応した沼田は素晴らしいと称賛するでしょう。しかし、結果が出なければ、素早い対応も拙速に対応したからだ、駄目だな、沼田はと言われてしまいます。

これからの市政運営に対して確かな成果が残せるよう、副市長や教育長はもちろん、いろいろな方の意見に耳を傾け、熟慮に熟慮を重ね、その上で素早い対応のできる沼田市長、沼田市政になることを心より願ってやみません。

沼田市長におかれましては、誰もが納得する牛久市政のアップデートを図られることを心より期待申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 池辺議員、市長から答弁あります。沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど、ちょっと逆に教えていただいたのですけれども、せっかくの機会ですから、総合教育会議の中身についてちょっとお話しさせていただこうかと思っております。

まず、学び合いについてのすばらしいといった言葉の裏にどういった判断があったかということとは逆に聞かせていただきまして、この教育の前に人事案件もありましたけれども、前例踏襲が池辺議員は何かお好きなようで、何か変えるべきじゃないとか、教育、学び合いを継続するべきだみたいな話はされていたと思います。私もこの学び合いというのは、市政の中に入って見てたわけではございませんけれども、同じ牛久市民として、ましてやうちの娘が学び合いの中で育ったといったことで興味がございました。

私が就任して教育部局に一番初めに聞いたのは、この学び合いについての質問の中での答弁で、やはりすばらしい、学力アップしている、すばしいからこそ、ほかの市町村から多く視察が来ているといった内容が盛り込まれていました。私聞きました。学び合いを十数年続けてきて、何をもってすばらしいと言っているのですかという話をしたのです。それは答えられませんでした。十数年間続けてきたならば、それは立ち止まって、一度検証する時間だって必要でしょうと。それをやってきましたかと言ったら、やってませんと。

結論から申し上げますと、私教育団体とか数か所の挨拶の中で言いましたけれども、私は教育格差ゼロといったことを掲げさせていただきまして、教育格差ゼロというのは、学力格差だってゼロにしないではいけないわけですよ。その学力格差、現在この牛久市の8校中、義務教育学校も含めて、8校の平均をしますと県平均以上になってます。ただ、県平均以上というのはからくりがありまして、8校中2校が県平均よりも大きく上回っている。ほかの5校は下回っている。平均すると、県平均よりも辛うじて上にある。それで、市の学力は県平均以上と言っちゃっているのです。これは問題だと思います。これは小学校の話。

中学校に関しましては、確かに中学校になったら、学力はほかの学校も上回ってきているのです。それは、学び合いの成果と言い切っているのかと私は思っているのです。というのは、中学校は学習塾にも通わせますし、個々の家庭で御負担もしているから、一概に学校の成果ということをやろうと自体、私はそれは間違っていると思っております。そのことも踏まえて教育会議でお話をさせていただきました。そうしたら、教育委員はその実態を知りませんでした。恐らく議員もみんな知らないと思います。私も過去の答弁書を見たら、みんな同じ答えです。私もうのみにしていました。疑うことにしました。

そういった実態があって、次の教育会議のときに、その裏づける資料を教育委員に見せました。そうしたら、ショックを受けていました。そういった実態が今まで把握できなかったということ自体が、教育委員会、そして教育会議をやる上で、意味のあるものとはとても言えないような会議であったということと、教育委員会の組織として問題があったと私は思っております。

指導する学校の先生の件を少し取り上げますと、年に1回学校の先生の指導する上での指標と

いうのが出るのです、県から。その中のＩＣＴ指導に対する指標というものが出まして、この指標は、見事に県平均全て上回っているものが一つもなく、全部下でした。このＩＣＴ教育の指標というのは、本来であれば、コロナ禍でありましたので、普通でしたら、その指標というのは伸びてこなくちゃいけないものなのです。それが全て下回っているといったことは、その当時の学習の仕方に依存していたと捉えられても仕方がないのかなと思っております。

また、教育委員の３名の方と先月個人的にちょっと面談させていただきまして、前の総合教育会議のやり方と、私になってからの総合教育会議のやり方について意見を聞かせていただきまして、前は話を一方的に聞いておしまい。私になってからは、ちゃんと言ったことに対して裏づける資料が提供されたことに対してありがたいという言葉もいただきました。ということは、教育委員にとっても、今後学校を訪問する上で着眼点がはっきりするだろうとも思っております。まだまだ改善しなくてはいけないところもございますけれども、次回の総合教育会議の中で、また新たな課題として取り上げていければなと思っております。

残り２つ、ちょっとこれは私の主観になりますけれども、県議会のときに、コロナ禍において学校が再開されて、どのように地元の小学校がコロナ対策を行っているか抜き打ちで見に行きました。初めに訪問しますよといったら、その対策はされてしまいますから、私は抜き打ちで行きました。そうしたら、パーティションがされて、国が定める方式で対策が講じられておりましたけれども、学び合いの机の配置、向きによって、やはり飛沫の危険性があったので、もうちょっと市独自として考慮すべきなんじゃないかといったことを言ったのですけれども、全然その改善の動きも見えずに、私はもう我慢できなかったもので、県の予算特別委員会でそのことを取り上げさせていただきました。

そういったほかを聞き入れない体質といいますか、そういったものにもちょっと疑問を感じましたし、これ以上話すとちょっと長くなるから、最後に私としては許せないことがありまして、教育の指導に対して方向転換が行われたことによって、周知するまでの手順に手落ちがあったといったことは認めなくちゃならない、今後気をつけていかなくちゃならないと思っております。そのことに対して、恐らく議員の皆様のところにも手紙で来たかと思えますけれども、学び合いを何で変更するんだといったような匿名での手紙があったかと思えます。これは私のところにもありました。その内容を読んでみますと、私は市内に勤める学校の教員ですと。私はこの指導に誇りを持って取り組んでまいりましたといった内容でございます。私からしたら、子供たちの教育環境が充実すれば、教員の思いは二の次だと思っています。何より許せないのは、学校の先生がそんなひきょうな手をして、名前も名のらずに手紙をよこす人が教壇に立つこと自体、私は異常だと思っています。こんなこと、絶対あってはいけないと思っています。そういった、本当に教員かどうか分かりませんが、学校の成績について開示することはできませんけれども、皆様にはこの事実は知っていただきたいと思いましたので、いい機会でございますから、この場を借りてお伝えさせていただきました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 るる市長からいろいろ詳しい説明あってよかったです。そういう内容を正直その総合会議の中で、特別ありませんでしたではなくて、このような形でしっかり聞きたかったというのが私の本音なんで、これは私も自分の本音で全部しゃべらせてもらったし、今日は沼田市長からも最後きちとした説明があって、私は今日、今までにない一般質問ができたと思ってます。本当にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時といたします。

午後3時51分休憩

午後4時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 本日ラストバッター、会派日本維新の会、水梨伸晃です。よろしくお願いいたします。元気よくいきます。

通告に従いまして、一問一答方式にて、直結、簡明に3項目質問いたします。

まず初めに、大きな1、公立小中義務教育学校の通学路危険箇所についてお伺いいたします。

私、水梨伸晃も牛久市内にある神谷小学校に歩いて通っていた三十数年前に比べ、砂利道だった道路が整備されていたり、歩道が広がっていたり、子供ながらも危険だと思っていたところにガードレールがついていたり、本市も関係各所と試行錯誤しながら、子供たちを学校まで安心安全に通学させようとしていることに感謝申し上げます。

しかしながら、いまだ危険箇所と思われる道路や交差点などが数多くあるように見受けられます。そこで、市民から通学路危険箇所への要望はどのように受け、どのように対処しているのかをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 通学路の危険箇所については、牛久市通学路交通安全プログラムにより改善に努めております。

牛久市通学路交通安全プログラムでは、効率的、効果的な点検を行うため、事前に児童生徒、見守りサポーターや保護者からの御意見も参考に、各学校から改善が必要と思われる場所の報告を受け、危険箇所を抽出しております。

これら抽出した危険箇所は、夏休み期間を利用し、学校、教育委員会、道路整備課、地域安全課、竜ヶ崎工事事務所、常陸河川国道事務所、牛久警察署、場合によっては保護者などが参加して合同点検を実施しております。

合同点検の結果から明らかになった危険箇所に対して、具体的な実施メニューを検討し、歩道

整備や防護柵設置、路面標示や注意喚起の看板を設置するなどのハード対策や、安全教育のようなソフト対策など、具体的な改善を行っております。

危険箇所の中には、どうしても時間を要するものがあり、すぐに対応が難しいものもありますが、これらの取組をPDCAサイクルとして毎年1回実施し、継続的に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 では、次に②番です。答弁の中ではありませんでしたが、市のホームページから、子育て・教育をクリックし、学校安全へ進むと、小中義務教育通学路危険箇所調査対応状況というページがあります。更新時期は令和3年度に指摘があった場所を令和4年度に状況報告とともに、令和4年度に指摘があった場所を令和5年度に状況報告とともに更新していたようですが、こちらの更新頻度を上げてもらえると、市民の方からも通学路危険箇所やリアルタイムに対応している進捗状況が分かるようになり、大変有用と考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市通学路交通安全プログラムでは、小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの対策一覧表を作成し公表することが明記されております。そのため、年度の初め頃に、昨年度の点検結果や対策内容をホームページに掲載しております。現状におきましては、ホームページの更新は、この年度当初1回のみとなっております。

更新頻度を高くすることにつきましては、通学路危険箇所が多岐にわたることから、1か所改善するごとにホームページを更新するということがなかなか難しいところではございますが、今後は対応状況の公開方法について検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

こちら、通告していないので、ちょっと分かる範囲で結構なんですけど、過去に何か所くらい危険箇所があって、そのうち現在検討中や保留になっている箇所は何か所あるのか、工事内容の大小にかかわらず、分かる範囲でいいので数字でお示しできますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市通学路交通安全プログラムによる合同点検、これは平成26年度から実施しております。令和5年度までに延べ310か所を危険箇所として点検してまいりました。そのうち289か所が対策済みであり、継続中のものは21か所となっております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ホームページでの更新頻度を増やすことにより、市民と協働し、危険箇所の把握や進捗状況をリアルタイムで見える化していくことも大切です。

ここで再質問させていただきます。先ほどの答弁で、昨年度の対応状況を、1か所改善するごとにホームページの更新することは難しいとありましたが、今年度の夏休み期間中に追加された通学路危険箇所を、現在検討中という表記でも構いません。今年度中にホームページで公開する

ことはできるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 答弁を求めます。小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 今年度の対策状況ということをホームページ上で公表するというように対しては、できると思います。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。早急な対応をよろしくお願いいたします。

先ほど伺いました、現在継続中の21か所、プラス今年度の夏休み期間中に追加された通学路危険箇所については、各種関係機関とも協議が必要であり、大変御苦勞なことだとは思いますが、子供たちの安全安心のための危険箇所ゼロを目指していただきたいと、こちらは要望し、次の質問に移ります。

大きな項目2番です。学用品である算数セットの備品化についてであります。

こちら、冬になると、4月に小学校入学を迎える子供を持つ保護者からSNSなどで悲痛な叫びが毎年出る問題です。算数セットというのは、数字が書かれたカードやおはじき、ブロック、サイコロ、色のついた板、時計、そのほか小学校低学年の算数の授業で具体的に物を操作しながら勉強することで、理解しやすくする目的で使用する副教材となっており、牛久市では小学校入学説明会などのときに業者から保護者が直接購入しているのが現状です。

そして、なぜ悲痛な叫びが出るかということ、小さなおはじきや数え棒、ブロック、計算カードは何十枚も小さな輪でくくられているのに、1枚ずつ、1個、1個、全てに名前をつけなくてはいけないからです。油性ペンで書いても字が見えなければいけないので、繊細な作業が必要となりますし、名前シールという今は便利なものもありますが、小さなおはじきなどにはピンセットを使って張ったり、名前シールのサイズが合わなければ、はさみで切ったり、数時間かかるのは当たり前になっているからです。

ここで①番の質問に移ります。算数セットの備品化について、教育現場である校長会や教職員、保護者やPTAからの要望があったり、検討したことがあるのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 教材整備につきましては、牛久市では基本的にグループで使用するものや個人で使用するものの中で、使用頻度が低いものは学校の教材として整備し、個人で使用するものの中で使用頻度が高いものを各御家庭で準備していただくこととしております。

また、算数セットの使用は、学校の授業中だけではなく、セットの中の一部の教材を自宅に持ち帰り、児童の家庭学習にも使用されております。このようなことから、算数セットは購入や譲り受けたものなどで各御家庭で御準備していただくものとしております。

これまで保護者や学校からの算数セットの備品化に関する要望等はございませんで、教育委員会内で検討したこともございません。今後、他の市町村の事例などを参考にしながら、検討はしてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 では、次に②番、既に算数セットを備品化している先進自治体もあ

ります。全部の備品の費用を自治体が負担するのではなく、高学年からのお下がり利用や小学校卒業に伴い、学校へ寄附していただいたものを活用している学校もあります。保護者として備品を使用できるという選択肢が増えるという観点からは、メリットしかないように考えます。算数セットを購入する経済的負担や1個1個全てに名前を書くという負担を軽減するため、加えてSDGsの観点やカーボンニュートラルのプラスチックの環境課題としても、算数セットを備品化する考えはあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 算数セットの購入価格は3,000円から4,000円でございます。このほかにも入学準備に必要な物品を新たに購入する御家庭の経済的な負担、また入学前に算数セットだけではなく、全ての持ち物に名前を書く作業の負担は、事実として把握しております。

しかし、算数セットの使用期間は、小学校及び義務教育学校の1、2学年の2年間で主に使用しており、短期間ではありますが、算数の授業時間数が多く、使用頻度の高い単元もあります。仮に1、2学年の児童1人1セットで整備した場合、必要な数量は1,300程度の数量となります。単価4,000円で見積もると総額520万円となり、耐用年数を考えると数年で買い換えが必要となります。

算数セットを備品として公費でそろえることは、費用負担の問題もありますので、使用しなくなった学年の保護者からの寄贈等、家庭の負担を少しでも軽減できるよう研究していきたいと考えています。また、学校の意見や近隣の市町村の整備状況についても調査してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 近隣市町村や他の自治体の中には、ぼろぼろになってしまう計算カードなどの紙製品や、短針や長針などの部品がなくなってしまう時計などは新たに購入してもらう自治体が多いようです。ほかのプラスチック製品からでも順に備品化する考えはあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 すぐに劣化してしまう計算カードなどの紙製品や部品がなくなりやすい時計など、いわゆる消耗品については個人での購入、他のプラスチック製品で比較的長く使えるものは学校で整備するなど分けて考えることも含めて、学校の意見などを聴取し、現場の声を参考にしながら、算数セットの整備については検討してまいりたいと思います。

また、将来的には算数セットの中の教材についてもデジタル化、道具がデジタルというものを使い分けていくということも予想されますので、デジタル化が増えることで保護者の経済的、作業的負担の軽減になるものと思われます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

時計なんかは本当にデジタル化していけば、大分保護者の軽減にもなると思いますので、これは国だったり、県だったり、そういうところにお任せしたいと思います。

一部備品化に向けては、保護者の様々な負担軽減という観点で前向きに検討していただきたいと考えます。備品化することにより、先日同僚議員の質問からもありました教員の休憩時間の確保の問題等もあるので、こちら校長会などで教員現場の意見を聞くためのアンケートなどから、まず進めていってもらえると、より様々な意見を取り入れられると考えますので、調査研究をよろしくお願いいたします。

それでは、本日最後の質問になります。大きな項目3番、学校が長期休み中の放課後児童クラブでの昼食についてです。つい先日まで子供たちは夏休みでしたが、そのような学校が長期休業中の場合、放課後児童クラブでの昼食はどのようなになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 夏休み等学校が休業日の放課後児童クラブでの昼食は、御家庭で用意したものを持参していただいております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 少し再質問させていただきます。

昼食を食べるまでの保存の仕方ですが、児童クラブ内には、食中毒などの菌の繁殖を抑え、安全に保管しておけるような冷蔵庫や、お弁当などを温かく食べるための電子レンジはあるのでしょうか。伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 冷蔵庫はございます。ただ、電子レンジはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 お弁当を保管するための冷蔵庫で間違いはないでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 全員が入る冷蔵庫は恐らくございません。場所にもよりますが、大きな児童クラブですと、必ずしも全員が入る冷蔵庫ではありません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

この猛暑が続いた夏でも、各自が保冷剤などを用意し、家から持っていった荷物と一緒に入れておくという認識で間違っていますか、合っていますか。お弁当を、もう一度言います。各自が保冷剤などを入れたお弁当を持っていく。冷蔵庫にはしまわないで持っていつているような場所もあるという認識で合っていますか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 冷蔵庫に入らないものについては、そういった対応をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 では、次に②番、こども家庭庁から令和6年7月9日に発信されている放課後児童クラブにおける食事提供についてという文章から一部抜粋させていただきます。

「事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げていないため、地域の実情に応じた対応をお願いいたします」「また、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助を行っており、昼食等の発注業務についてはその業務範囲と考えますので、活用をご検討ください」と発信されておりますが、牛久市としての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 御指摘のとおり、こども家庭庁の通知では児童の育成支援を行う職員体制に加え、昼食等の発注業務を行う職員を配置する費用について補助対象としておりますが、児童クラブでは職員の欠員状況が続いており、運営基準を超えた職員の確保が難しい状況となっております。

また、他市町村の事例では、弁当へのアレルギー表示の記載漏れから、アレルギー症状が出る事故も報道されており、食事提供の実現には様々な懸念点の解消が必要と考えているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 では、最後になります。

③番、こども家庭庁内の第2回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会というのがありまして、近年の放課後児童クラブで昼食を提供する事業所が増加している動向を踏まえ、昼食提供は保護者のニーズ（猛暑の中での弁当持参は不安、昼食を準備することへの負担）としては高い、そちらのニーズは高い。安心して昼食が取れるような仕組みを記載してほしいとし、保護者組織が手配等した食事については、保護者組織や弁当事業者等と十分連携し、適切に管理するという文言の改正案も出ています。

現在、共働きの世帯が多くなり、朝の多忙な時間の中で、保護者にとって弁当の準備は負担が多いと考えます。さらに、先ほどの答弁では、この暑さの中でも、弁当は冷蔵庫のないところで保管している場所もあるということでした。

そこで、児童クラブを利用する保護者が、昼食を宅配業者等に注文できる仕組みづくりに取り組むべきと考えるが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 他市町村の事例では、給食センターで調理している事例や、弁当事業者と連携している事例、児童クラブ運営を委託している事業者が提供している事例などがあります。

牛久市で考えますと、給食室は学校の長期休業期間中に施設設備の修繕やメンテナンスをして

いることや、日々変動する昼食希望者数に応じた食材発注管理や調理員の配置が必要になるなど、衛生面やコスト面に課題があることから、給食室の活用は考えておりません。

弁当事業者との連携については、公設８か所に配達してくれるか、アレルギー表示に協力してくれるか、小学１年生から６年生に適したメニューがあるか、数が少なくても対応してくれるか、価格は高過ぎないかなど、公設８か所で公平にサービスが提供できるか確認する必要があると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○１５番 水梨伸晃 議員 そうしますと、次長、再質問でございます。条件に合ったような弁当宅配業者があった場合、弁当を注文できるような仕組みづくりに取り組むという考えでいいのか、再度伺いたいします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 現在の児童クラブは必要最小限の人数で運営しております。前述のとおり、職員の確保が難しい中で新たな業務による負担増は避けたいと考えております。なるべく現場に負担のない方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○１５番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

こども家庭庁でもしっかりと把握をしている児童クラブでの昼食、宅配業者に頼むということ、他自治体でも進んでいる事業でございます。牛久市、こちら、遅れを取らぬよう、しっかりと次世代を担う子供たちのため、そしてその保護者のため、しっかりとこちらも、様々な課題もありますが、御苦勞をおかけいたします。市民のため一踏ん張りしていただきたいと思い、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で１５番水梨伸晃議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後４時２６分延会